



政府統計

報道関係者 各位

令和5年7月4日

【照会先】

政策統括官付参事官付世帯統計室

室長 藤井 義弘

室長補佐 小倉 寿子

川田 貴史

専門官 西原 珠代

(担当・内線) 世帯担当 国民生活基礎統計第一係(7500)

所得・貯蓄担当 国民生活基礎統計第二係(7588)

健康・介護担当 国民生活基礎統計第三係(7591)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2974

2022(令和4)年 国民生活基礎調査の結果を公表します

厚生労働省はこのほど、「2022(令和4)年国民生活基礎調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画、立案に必要な基礎資料を得ることを目的に、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を、その間の各年は調査事項と対象世帯の少ない簡易な調査を実施しています。

2022(令和4)年は、13回目の大規模な調査の実施年に当たり、6月に世帯票・健康票は約30万世帯、介護票は約7千人、7月に所得票・貯蓄票は約3万世帯を対象として調査し、世帯票・健康票は約20万4千世帯、介護票は約5千人、所得票・貯蓄票は約1万9千世帯を集計しました。

【調査結果のポイント】

1 世帯の状況

- ・単独世帯は1785万2千世帯<1490万7千世帯>、全世帯の32.9%<28.8%>と世帯数、割合とも過去最高(3頁表1)
- ・高齢者世帯は1693万1千世帯<1487万8千世帯>、全世帯の31.2%<28.7%>と世帯数、割合とも過去最高(3頁表1)
注：高齢者世帯は、65歳以上の人のみか、65歳以上の人と18歳未満の未婚の人で構成する世帯
- ・児童のいる世帯は991万7千世帯<1122万1千世帯>、全世帯の18.3%<21.7%>と世帯数、割合とも過去最少(7頁表5)

2 所得等の状況

- ・1世帯当たり平均所得金額は545万7千円<552万3千円>と低下(9頁表7・図8)
- ・相対的貧困率は15.4%<15.7%>で対2018年0.3ポイントの低下、子どもの貧困率は11.5%<14.0%>で対2018年2.5ポイントの低下(14頁表11)
注：平均所得金額及び相対的貧困率を算出している所得は、調査前年1月1日から12月31日までの1年間の所得である。
- ・生活意識が「苦しい」とした世帯は51.3%<54.4%>と低下(16頁図15)
注：生活意識は、5段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

3 健康の状況

- ・がん検診の受診率は概ね横ばい(21頁図22)
- | | | | |
|-------|-------------|-----------------|-----------------|
| 過去1年間 | 胃がん | 男 47.5% <48.0%> | 女 36.5% <37.1%> |
| | 肺がん | 男 53.2% <53.4%> | 女 46.4% <45.6%> |
| | 大腸がん | 男 49.1% <47.8%> | 女 42.8% <40.9%> |
| 過去2年間 | 胃がん | 男 53.7% <54.2%> | 女 43.5% <45.1%> |
| | 子宮がん(子宮頸がん) | | 女 43.6% <43.7%> |
| | 乳がん | | 女 47.4% <47.4%> |

4 介護の状況

- ・主な介護者が要介護者等と「同居」している割合は45.9%<54.4%>で減少(24頁図25)
一方、同居の主な介護者と要介護者等がいずれも65歳以上の割合は、63.5%<59.7%>で上昇傾向(25頁図27)

<>は、2019(令和元)年調査(前回の大規模調査)の結果である。

※詳細は、別添概況をご覧ください。



令和5年7月4日
政策統括官付参事官付世帯統計室
室長 藤井 義弘
室長補佐 小倉 寿子
川田 貴史
専門官 西原 珠代

(担当・内線)
世帯担当 国民生活基礎統計第一係(7500)
所得・貯蓄担当 国民生活基礎統計第二係(7588)
健康・介護担当 国民生活基礎統計第三係(7591)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2974

2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況

	目 次	
調査の概要	-----	1 頁
結果の概要		
I 世帯数と世帯人員の状況		
1 世帯構造及び世帯類型の状況	-----	3
2 65歳以上の者のいる世帯の状況	-----	4
3 65歳以上の者の状況	-----	6
4 児童のいる世帯の状況	-----	7
II 各種世帯の所得等の状況		
1 年次別の所得の状況	-----	9
2 所得の分布状況	-----	10
3 世帯主の年齢階級別の所得の状況	-----	10
4 所得の種類別の状況	-----	11
5 貯蓄、借入金の状況	-----	12
6 貧困率の状況	-----	14
7 生活意識の状況	-----	16
III 世帯員の健康状況		
1 自覚症状の状況	-----	17
2 通院の状況	-----	18
3 日常生活における機能制限の状況	-----	19
4 こころの状態	-----	20
5 喫煙の状況	-----	20
6 がん検診の受診状況	-----	21
IV 介護の状況		
1 要介護者等のいる世帯の状況	-----	22
2 要介護者等の状況	-----	23
3 主な介護者の状況	-----	24
統計表	-----	27
用語の説明	-----	37

2022（令和4）年国民生活基礎調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページ(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>

【利用上の注意】

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の2分の1未満の場合	0, 0.0
減少数(率)の場合	△

- (2) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。また、増減数や増減率は公表数値から算出している。
- (3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る1985(昭和60)年以前の数値は「厚生行政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」による。
- (4) 1995(平成7)年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。
- (5) 2011(平成23)年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら3県分を除いたものとなっている。
- (6) 2012(平成24)年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。
- (7) 2016(平成28)年は、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施しておらず、数値は熊本県分を除いたものとなっている。
- (8) 2020(令和2)年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査を実施していない。

調査の概要

1 調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2022(令和4)年は、13回目の大規模調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、2020(令和2)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯(約30万世帯)及び世帯員(約67万4千人)を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者(約7千人)を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約3万世帯)及び世帯員(約7万人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

①世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

②所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

3 調査の実施日

世帯票・健康票・介護票 …………… 2022(令和4)年6月2日(木)

所得票・貯蓄票 …………… 2022(令和4)年7月14日(木)

4 調査の事項

世帯票 …………… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

健康票 …………… 自覚症状の状況、通院の状況、健康意識、こころの状態、がん検診の受診状況等

介護票 …………… 要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護サービスの利用状況、主に介護する者の介護時間等

所得票 …………… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

貯蓄票 …………… 貯蓄現在高、借入金残高等

5 調査の方法

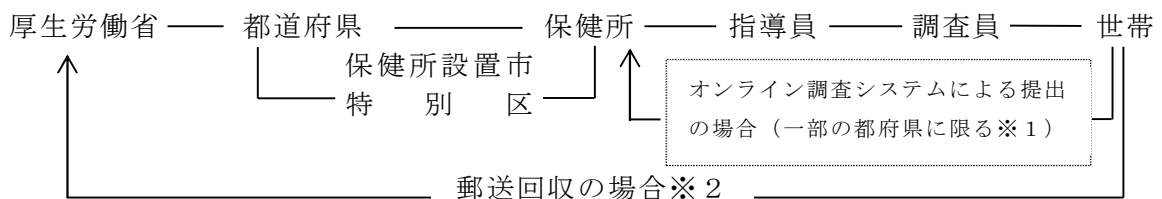
あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。なお、貯蓄票については密封回収とし、健康票・所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。また、一部の都府県については、調査員により回収する方法に代えて、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）による提出も可能とした。

ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収することとしているが、2022（令和4）年調査は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した特例として、調査員の訪問回数を目安を3回までとした。

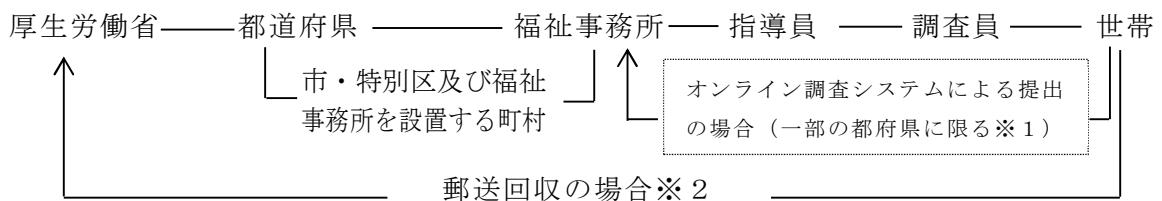
また、面接できたものの、調査員が回収することが困難な場合についても郵送にて調査票を回収した。

6 調査の系統

①世帯票・健康票・介護票



②所得票・貯蓄票



※1 一部の都府県とは、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府である。

※2 調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限る。

ただし、令和4年調査においては、特例として、訪問回数を目安は3回とした。

また、面接できたものの、調査員が回収するのが困難な場合は、郵送回収とした。

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	299 772世帯	205 063世帯	203 819世帯
所得票・貯蓄票	31 283世帯	19 694世帯	19 140世帯
介護票	7 176人	5 948人	5 499人

※ 国民生活基礎調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための統計調査である。

結果の概要

I 世帯数と世帯人員の状況

1 世帯構造及び世帯類型の状況

2022(令和4)年6月2日現在における全国の世帯総数は5431万世帯となっている。

世帯構造をみると、「単独世帯」が1785万2千世帯(全世帯の32.9%)で最も多く、次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1402万2千世帯(同25.8%)、「夫婦のみの世帯」が1333万世帯(同24.5%)となっている。

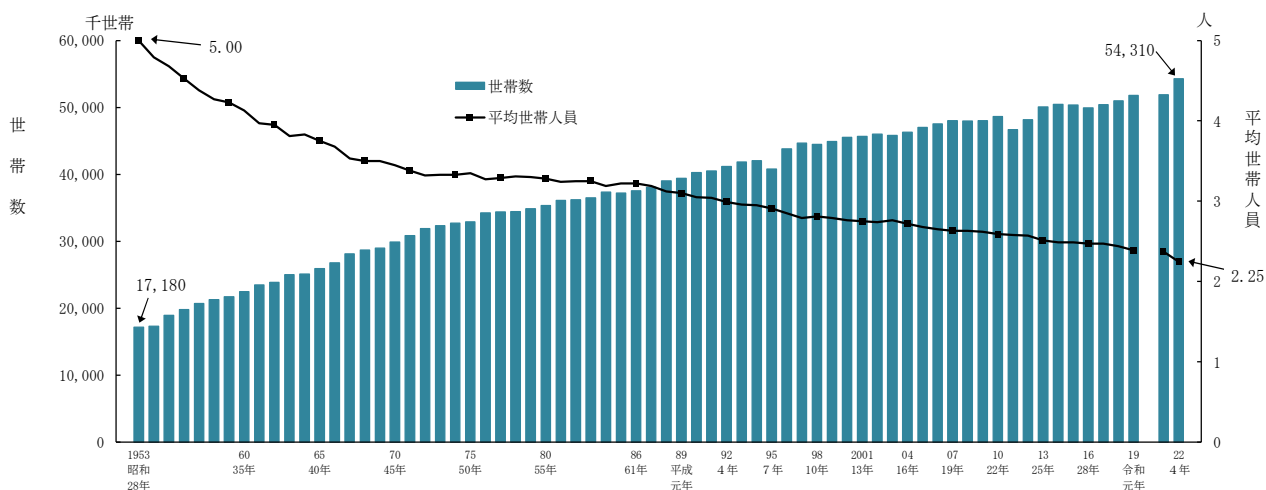
世帯類型をみると、「高齢者世帯」は1693万1千世帯(全世帯の31.2%)となっている。(表1、図1)

表1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移

	総数	世帯構造					世帯類型			平均世帯人員		
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯		父子世帯	その他の世帯
		推計					数			(人)		
		(単位：千世帯)										
1986(昭和61)年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
'89(平成元)	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
'92(4)	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
'95(7)	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
'98(10)	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
2001(13)	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
'04(16)	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
'07(19)	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
'10(22)	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
'13(25)	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
'16(28)	49 945	13 434	11 850	14 744	3 640	2 947	3 330	13 271	712	91	35 871	2.47
'19(令和元)	51 785	14 907	12 639	14 718	3 616	2 627	3 278	14 878	644	76	36 187	2.39
'20(2)
'21(3)	51 914	15 292	12 714	14 272	3 693	2 563	3 379	15 062	623	63	36 165	2.37
'22(4)	54 310	17 852	13 330	14 022	3 666	2 086	3 353	16 931	565	75	36 738	2.25
		構成割合 (単位：%)										
1986(昭和61)年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
'89(平成元)	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
'92(4)	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
'95(7)	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
'98(10)	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
2001(13)	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
'04(16)	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
'07(19)	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
'10(22)	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
'13(25)	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	・
'16(28)	100.0	26.9	23.7	29.5	7.3	5.9	6.7	26.6	1.4	0.2	71.8	・
'19(令和元)	100.0	28.8	24.4	28.4	7.0	5.1	6.3	28.7	1.2	0.1	69.9	・
'20(2)
'21(3)	100.0	29.5	24.5	27.5	7.1	4.9	6.5	29.0	1.2	0.1	69.7	・
'22(4)	100.0	32.9	24.5	25.8	6.8	3.8	6.2	31.2	1.0	0.1	67.6	・

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。

図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2011(平成23)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3) 2012(平成24)年の数値は、福島県を除いたものである。
 4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 5) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。

2 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯は2747万4千世帯（全世帯の50.6%）となっている。

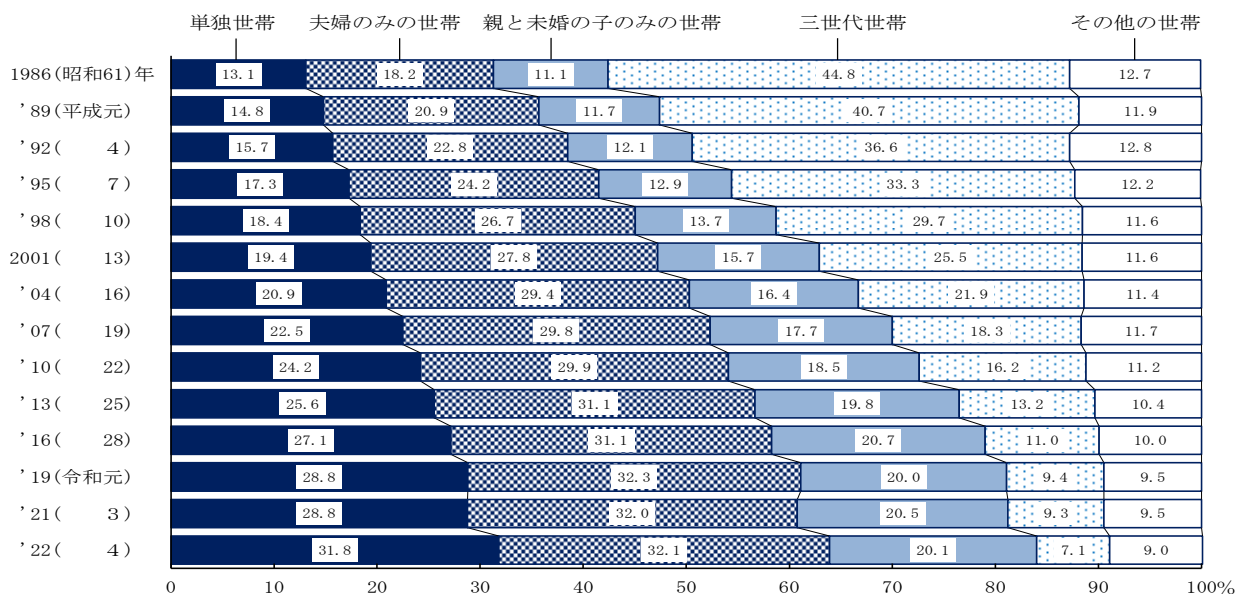
世帯構造をみると、「夫婦のみの世帯」が882万1千世帯（65歳以上の者のいる世帯の32.1%）で最も多く、次いで「単独世帯」が873万世帯（同31.8%）、「親と未婚の子のみの世帯」が551万4千世帯（同20.1%）となっている。（表2、図2）

表2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

	65歳以上の者のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	(再掲) 65歳以上の者のみの世帯
推 計 数 (単位:千世帯)								
1986(昭和61)年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
'89(平成元)	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
'92(4)	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
'95(7)	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
'98(10)	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
2001(13)	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
'04(16)	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
'07(19)	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986
'10(22)	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 836	3 348	2 313	10 188
'13(25)	22 420	(44.7)	5 730	6 974	4 442	2 953	2 321	11 594
'16(28)	24 165	(48.4)	6 559	7 526	5 007	2 668	2 405	13 252
'19(令和元)	25 584	(49.4)	7 369	8 270	5 118	2 404	2 423	14 856
'20(2)
'21(3)	25 809	(49.7)	7 427	8 251	5 284	2 401	2 446	15 044
'22(4)	27 474	(50.6)	8 730	8 821	5 514	1 947	2 463	16 915
構 成 割 合 (単位:%)								
1986(昭和61)年	100.0	・	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
'89(平成元)	100.0	・	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
'92(4)	100.0	・	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
'95(7)	100.0	・	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
'98(10)	100.0	・	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
2001(13)	100.0	・	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
'04(16)	100.0	・	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
'07(19)	100.0	・	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
'10(22)	100.0	・	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
'13(25)	100.0	・	25.6	31.1	19.8	13.2	10.4	51.7
'16(28)	100.0	・	27.1	31.1	20.7	11.0	10.0	54.8
'19(令和元)	100.0	・	28.8	32.3	20.0	9.4	9.5	58.1
'20(2)	...	・
'21(3)	100.0	・	28.8	32.0	20.5	9.3	9.5	58.3
'22(4)	100.0	・	31.8	32.1	20.1	7.1	9.0	61.6

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。
 4) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

図2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。
 4) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が873万世帯（高齢者世帯の51.6%）、「夫婦のみの世帯」が756万2千世帯（同44.7%）となっている（表3、図3）。

「単独世帯」をみると、男は35.9%、女は64.1%となっている。

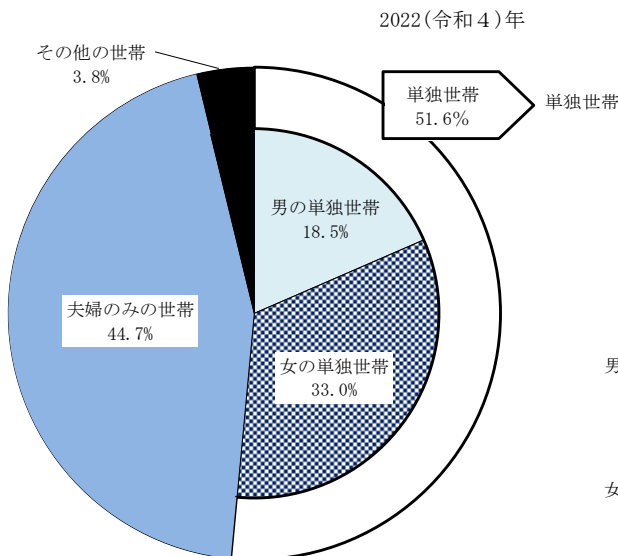
性別に年齢構成をみると、男は「70～74歳」が28.7%、女は「85歳以上」が24.1%で最も多くなっている。（図4）

表3 高齢者世帯の世帯構造の年次推移

	高齢者世帯	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
推 計 数 (単位：千世帯)						
1986 (昭和61)年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
'89 (平成元)	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
'92 (4)	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
'95 (7)	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
'98 (10)	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
2001 (13)	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
'04 (16)	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
'07 (19)	9 009	4 326	1 174	3 153	4 390	292
'10 (22)	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876	313
'13 (25)	11 614	5 730	1 659	4 071	5 513	371
'16 (28)	13 271	6 559	2 095	4 464	6 196	516
'19 (令和元)	14 878	7 369	2 577	4 793	6 938	571
'20 (2)
'21 (3)	15 062	7 427	2 651	4 776	7 005	631
'22 (4)	16 931	8 730	3 138	5 592	7 562	640
構 成 割 合 (単位：%)						
1986 (昭和61)年	100.0	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
'89 (平成元)	100.0	52.1	10.0	42.0	45.0	2.9
'92 (4)	100.0	50.6	9.4	41.1	46.2	3.2
'95 (7)	100.0	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
'98 (10)	100.0	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
2001 (13)	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3.3
'04 (16)	100.0	47.4	11.5	35.9	49.5	3.1
'07 (19)	100.0	48.0	13.0	35.0	48.7	3.2
'10 (22)	100.0	49.2	13.9	35.3	47.8	3.1
'13 (25)	100.0	49.3	14.3	35.1	47.5	3.2
'16 (28)	100.0	49.4	15.8	33.6	46.7	3.9
'19 (令和元)	100.0	49.5	17.3	32.2	46.6	3.8
'20 (2)
'21 (3)	100.0	49.3	17.6	31.7	46.5	4.2
'22 (4)	100.0	51.6	18.5	33.0	44.7	3.8

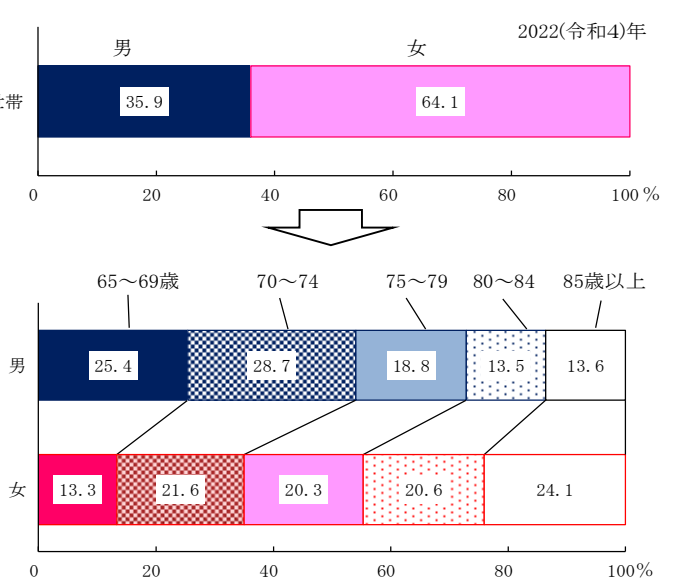
- 注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。
 4) 「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図3 高齢者世帯の世帯構造



注：「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図4 65歳以上の単独世帯の性・年齢構成



3 65歳以上の者の状況

65歳以上の者は4029万7千人となっている。

家族形態をみると、「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方又は一方が65歳以上）の者が1638万3千人（65歳以上の者の40.7%）で最も多く、次いで「子と同居」の者が1356万9千人（同33.7%）、「単独世帯」の者が873万人（同21.7%）となっている。（表4）

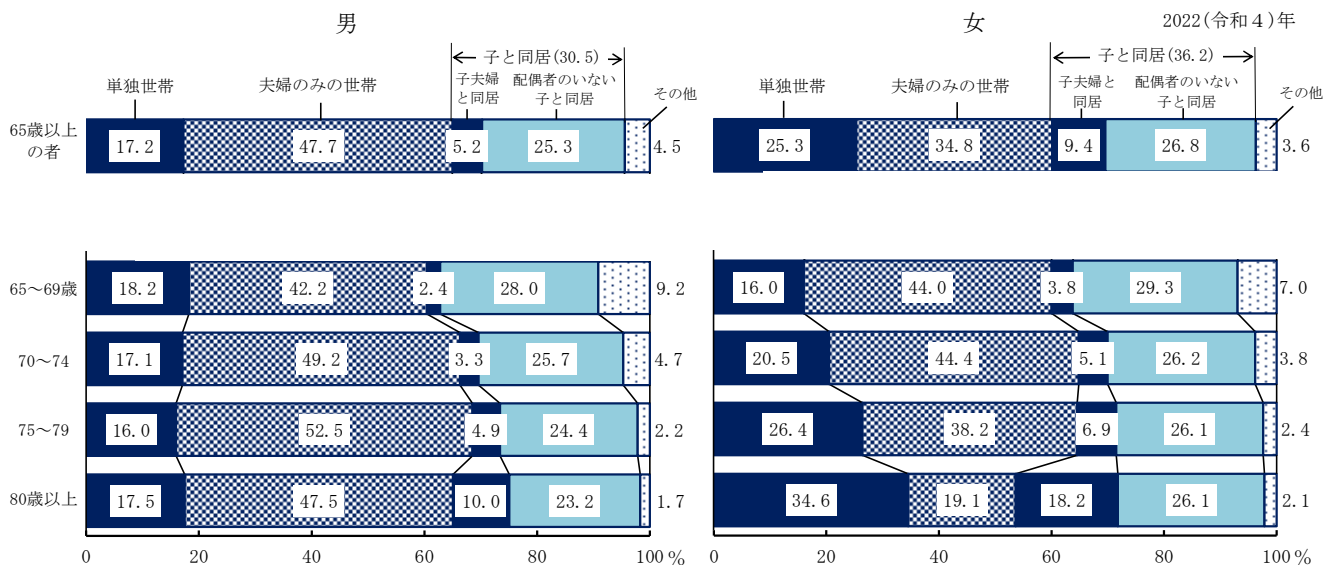
表4 65歳以上の者の家族形態の年次推移

	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居	その他の親族と同居	非親族と同居
推 計 数 (単位：千人)								
1986 (昭和61)年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37
'89 (平成元)	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29
'92 (4)	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41
'95 (7)	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31
'98 (10)	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36
2001 (13)	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41
'04 (16)	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55
'07 (19)	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45
'10 (22)	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
'13 (25)	32 394	5 730	12 487	12 950	4 498	8 452	1 193	33
'16 (28)	35 315	6 559	13 721	13 570	4 034	9 536	1 420	44
'19 (令和元)	37 631	7 369	15 208	13 527	3 756	9 771	1 492	35
'20 (2)
'21 (3)	38 198	7 427	15 256	13 842	3 619	10 223	1 605	68
'22 (4)	40 297	8 730	16 383	13 569	3 038	10 531	1 562	54
構 成 割 合 (単位：%)								
1986 (昭和61)年	100.0	10.1	22.0	64.3	46.7	17.6	3.2	0.3
'89 (平成元)	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2
'92 (4)	100.0	11.7	27.6	57.1	38.7	18.4	3.4	0.3
'95 (7)	100.0	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9	3.5	0.2
'98 (10)	100.0	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1	4.0	0.2
2001 (13)	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0	3.8	0.2
'04 (16)	100.0	14.7	36.0	45.5	23.6	21.9	3.6	0.2
'07 (19)	100.0	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0	3.8	0.2
'10 (22)	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1
'13 (25)	100.0	17.7	38.5	40.0	13.9	26.1	3.7	0.1
'16 (28)	100.0	18.6	38.9	38.4	11.4	27.0	4.0	0.1
'19 (令和元)	100.0	19.6	40.4	35.9	10.0	26.0	4.0	0.1
'20 (2)
'21 (3)	100.0	19.4	39.9	36.2	9.5	26.8	4.2	0.2
'22 (4)	100.0	21.7	40.7	33.7	7.5	26.1	3.9	0.1

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。

性・年齢階級別にみると、年齢が高くなるにしたがって男は「子夫婦と同居」の割合が高くなっており、女は「単独世帯」と「子夫婦と同居」の割合が高くなっている（図5）。

図5 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態



注：「その他」とは、「その他の親族と同居」及び「非親族と同居」をいう。

4 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯は991万7千世帯で全世帯の18.3%となっており、児童が「1人」いる世帯は488万9千世帯（全世帯の9.0%、児童のいる世帯の49.3%）、「2人」いる世帯は377万2千世帯（全世帯の6.9%、児童のいる世帯の38.0%）となっている。

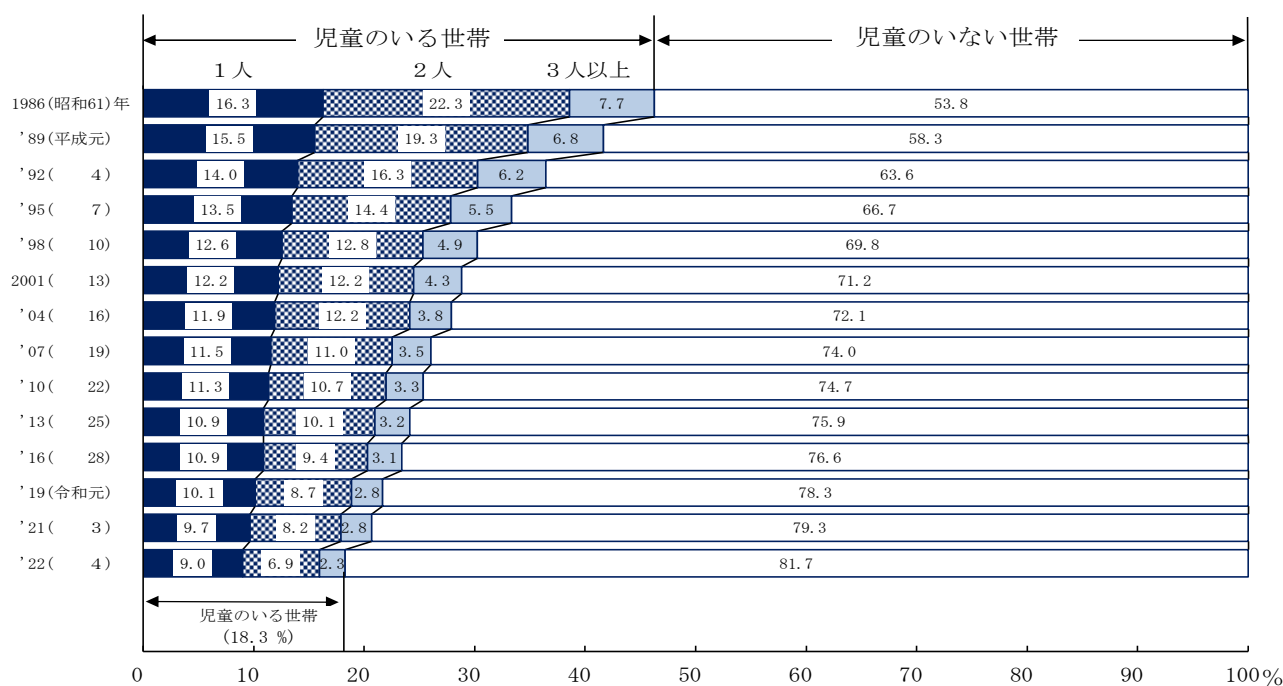
世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が774万4千世帯（児童のいる世帯の78.1%）で最も多く、次いで「三世帯世帯」が110万4千世帯（同11.1%）となっている。（表5、図6）

表5 児童数別、世帯構造別児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移

	児童のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	児童数			世帯構造					児童のいる世帯平均児童数(人)
			1人	2人	3人以上	核家族世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	
			推計数			(単位：千世帯)					(人)
1986(昭和61)年	17 364	(46.2)	6 107	8 381	2 877	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83
'89(平成元)	16 426	(41.7)	6 119	7 612	2 695	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81
'92(4)	15 009	(36.4)	5 772	6 697	2 540	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
'95(7)	13 586	(33.3)	5 495	5 854	2 237	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78
'98(10)	13 453	(30.2)	5 588	5 679	2 185	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
2001(13)	13 156	(28.8)	5 581	5 594	1 981	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
'04(16)	12 916	(27.9)	5 510	5 667	1 739	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
'07(19)	12 499	(26.0)	5 544	5 284	1 671	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
'10(22)	12 324	(25.3)	5 514	5 181	1 628	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70
'13(25)	12 085	(24.1)	5 457	5 048	1 580	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70
'16(28)	11 666	(23.4)	5 436	4 702	1 527	9 386	8 576	810	1 717	564	1.69
'19(令和元)	11 221	(21.7)	5 250	4 523	1 448	9 252	8 528	724	1 488	480	1.68
'20(2)
'21(3)	10 737	(20.7)	5 026	4 267	1 444	8 867	8 178	689	1 384	486	1.69
'22(4)	9 917	(18.3)	4 889	3 772	1 256	8 374	7 744	629	1 104	439	1.66
			構成割合			(単位：%)					
1986(昭和61)年	100.0	•	35.2	48.3	16.6	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	•
'89(平成元)	100.0	•	37.2	46.3	16.4	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	•
'92(4)	100.0	•	38.5	44.6	16.9	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	•
'95(7)	100.0	•	40.4	43.1	16.5	69.3	65.1	4.3	26.9	3.7	•
'98(10)	100.0	•	41.5	42.2	16.2	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	•
2001(13)	100.0	•	42.4	42.5	15.1	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	•
'04(16)	100.0	•	42.7	43.9	13.5	74.2	68.5	5.7	22.5	3.3	•
'07(19)	100.0	•	44.4	42.3	13.4	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	•
'10(22)	100.0	•	44.7	42.0	13.2	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	•
'13(25)	100.0	•	45.2	41.8	13.1	79.6	72.0	7.5	16.3	4.2	•
'16(28)	100.0	•	46.6	40.3	13.1	80.5	73.5	6.9	14.7	4.8	•
'19(令和元)	100.0	•	46.8	40.3	12.9	82.5	76.0	6.5	13.3	4.3	•
'20(2)	...	•	•
'21(3)	100.0	•	46.8	39.7	13.5	82.6	76.2	6.4	12.9	4.5	•
'22(4)	100.0	•	49.3	38.0	12.7	84.4	78.1	6.3	11.1	4.4	•

- 注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。
 4) 「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

図6 児童の有（児童数）無の年次推移



児童のいる世帯における母の仕事の状況をみると、「仕事あり」の割合は75.7%となっている（表6）。

表6 児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移

	総数	仕事あり	正 規 の	非正規の	その他	仕事なし
			職 員 ・ 従 業 員	職 員 ・ 従 業 員		
推計数（単位：千世帯）						
2004（平成16）年	12 542	7 109	2 115	3 286	1 707	5 433
'07（ 19）	12 058	7 158	1 968	3 553	1 637	4 900
'10（ 22）	11 945	7 190	2 019	3 731	1 439	4 756
'13（ 25）	11 711	7 384	2 269	4 056	1 059	4 326
'16（ 28）	11 221	7 536	2 464	4 068	1 004	3 685
'19（令和元）	10 872	7 869	2 843	4 105	921	3 003
'20（ 2）
'21（ 3）	10 369	7 868	3 070	3 872	926	2 501
'22（ 4）	9 618	7 277	2 927	3 504	846	2 341
構成割合（単位：％）						
2004（平成16）年	100.0	56.7	16.9	26.2	13.6	43.3
'07（ 19）	100.0	59.4	16.3	29.5	13.6	40.6
'10（ 22）	100.0	60.2	16.9	31.2	12.1	39.8
'13（ 25）	100.0	63.1	19.4	34.6	9.0	36.9
'16（ 28）	100.0	67.2	22.0	36.3	8.9	32.8
'19（令和元）	100.0	72.4	26.2	37.8	8.5	27.6
'20（ 2）
'21（ 3）	100.0	75.9	29.6	37.3	8.9	24.1
'22（ 4）	100.0	75.7	30.4	36.4	8.8	24.3

注：1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。

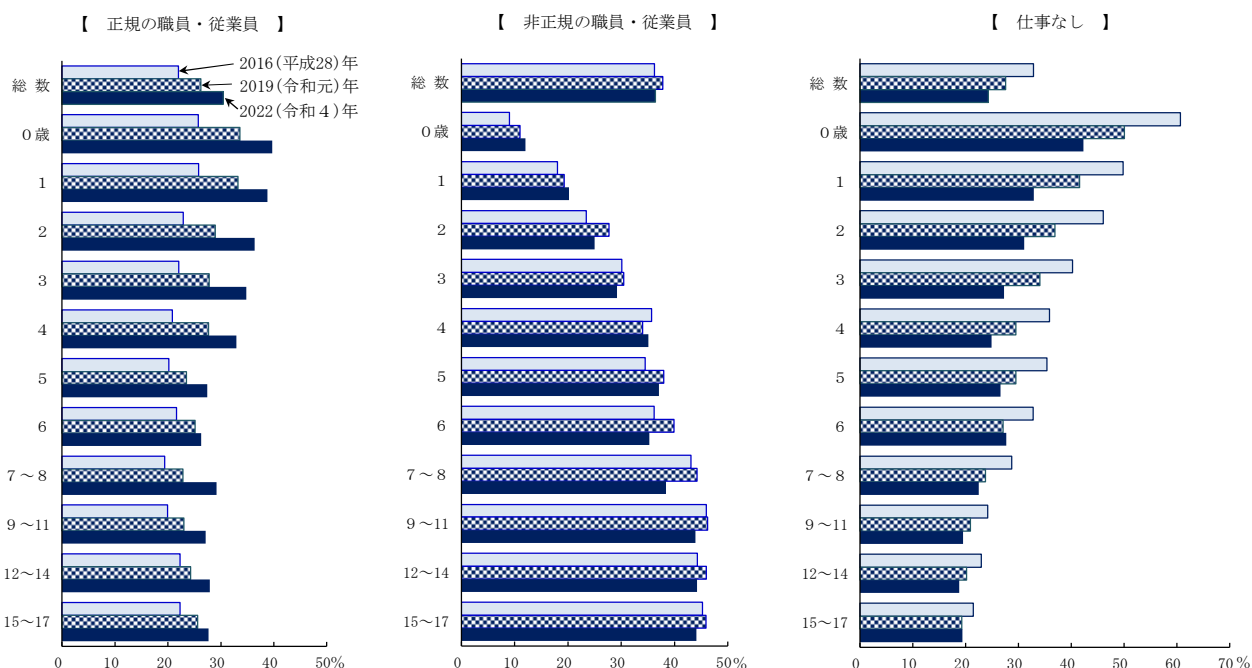
3) 母の「仕事の有無不詳」を含まない。

4) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

母の仕事の状況について、末子の年齢階級別に年次推移をみると、「正規の職員・従業員」では上昇傾向となっている。

一方、「仕事なし」の割合は、概ね低下傾向となっている。（図7）

図7 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移



注：1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 母の「仕事の有無不詳」を含まない総数に対する割合である。

II 各種世帯の所得等の状況

「2022年調査」の所得とは、2021（令和3）年1月1日から12月31日までの1年間の所得であり、貯蓄・借入金とは、2022（令和4）年6月末日の現在高及び残高である。

なお、生活意識については、2022（令和4）年7月14日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

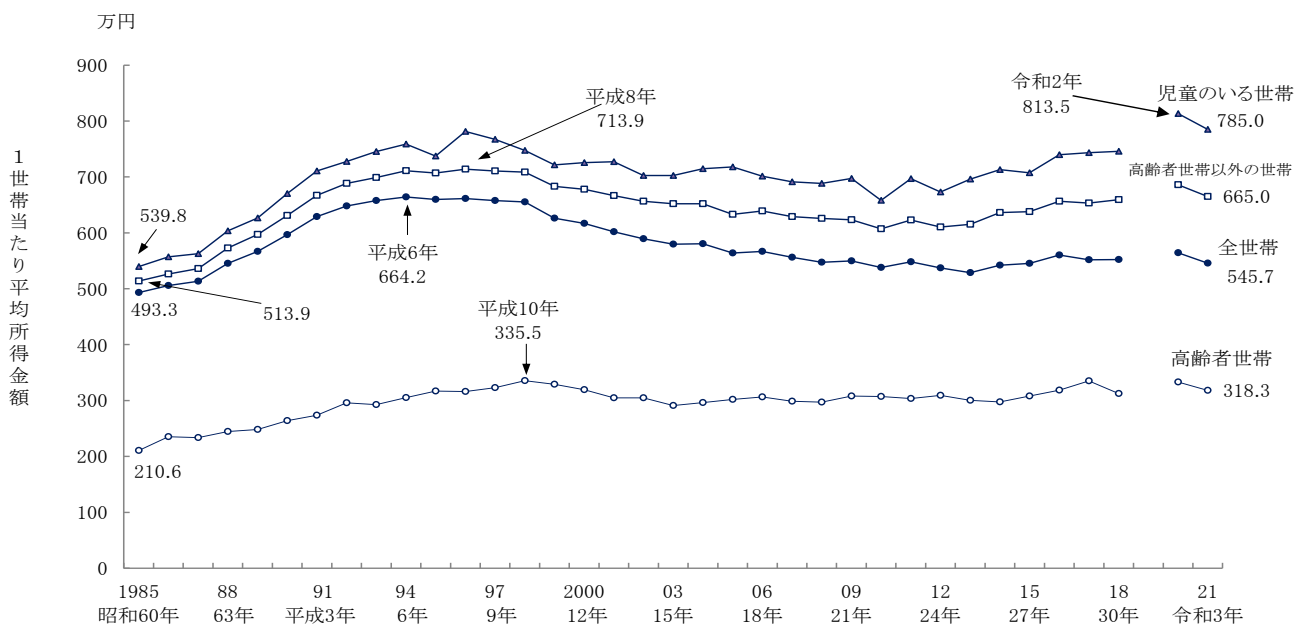
2021（令和3）年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が545万7千円となっている。また、「高齢者世帯」が318万3千円、「高齢者世帯以外の世帯」が665万円、「児童のいる世帯」が785万円となっている。（表7、図8）

表7 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増減率	2012 (平成24)年	2013 (25)年	2014 (26)年	2015 (27)年	2016 (28)年	2017 (29)年	2018 (30)年	2019 (令和元)年	2020 (2)年	2021 (3)年
全 世 帯 (万円)	537.2	528.9	541.9	545.4	560.2	551.6	552.3	…	564.3	545.7
対前年増減率 (%)	△2.0	△1.5	2.5	0.6	2.7	△1.5	0.1	…	…	△3.3
高 齢 者 世 帯 (万円)	309.1	300.5	297.3	308.1	318.6	334.9	312.6	…	332.9	318.3
対前年増減率 (%)	1.8	△2.8	△1.1	3.6	3.4	5.1	△6.7	…	…	△4.4
高齢者世帯以外の世帯 (万円)	610.2	615.2	636.4	638.0	656.3	653.2	659.3	…	685.9	665.0
対前年増減率 (%)	△2.0	0.8	3.4	0.3	2.9	△0.5	0.9	…	…	△3.0
児 童 の いる 世 帯 (万円)	673.2	696.3	712.9	707.6	739.8	743.6	745.9	…	813.5	785.0
対前年増減率 (%)	△3.4	3.4	2.4	△0.7	4.6	0.5	0.3	…	…	△3.5

注：1)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
2)2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



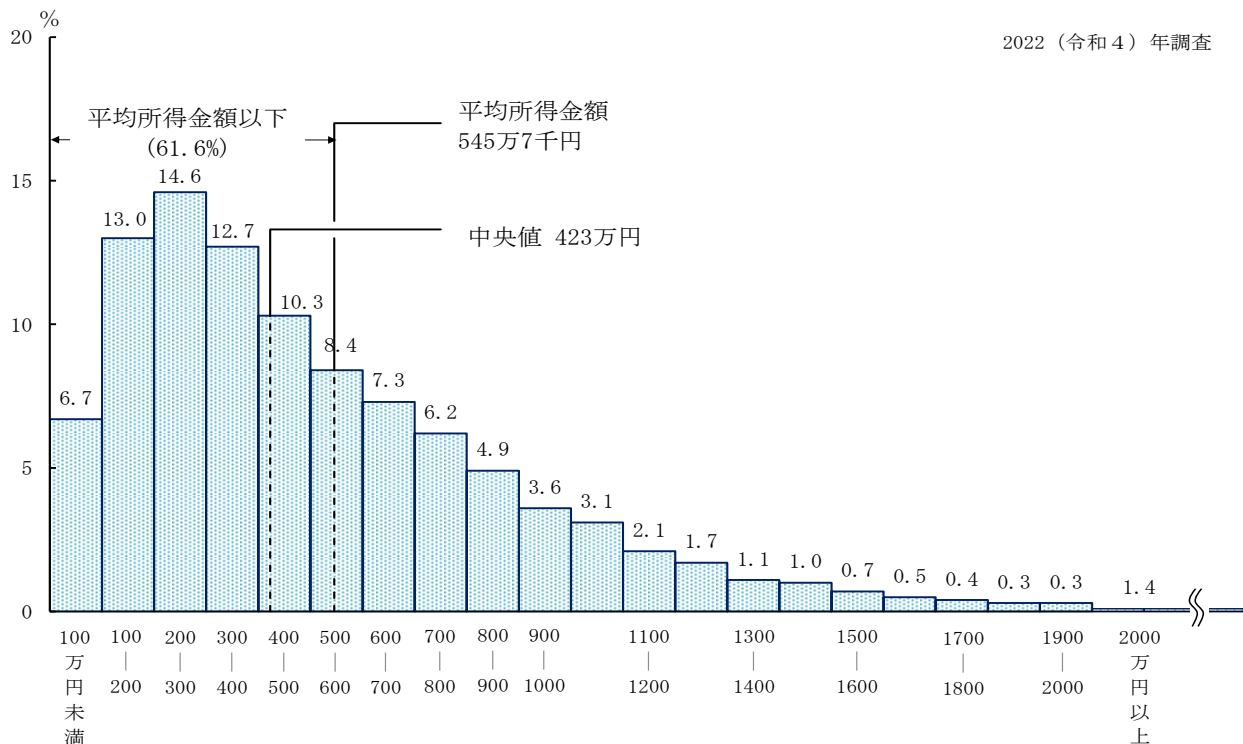
注：1)1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2)2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
3)2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。
4)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
5)2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「200～300万円未満」が14.6%、「100～200万円未満」が13.0%、「300～400万円未満」が12.7%と多くなっている。

中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値）は423万円であり、平均所得金額（545万7千円）以下の割合は61.6%となっている。（図9）

図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

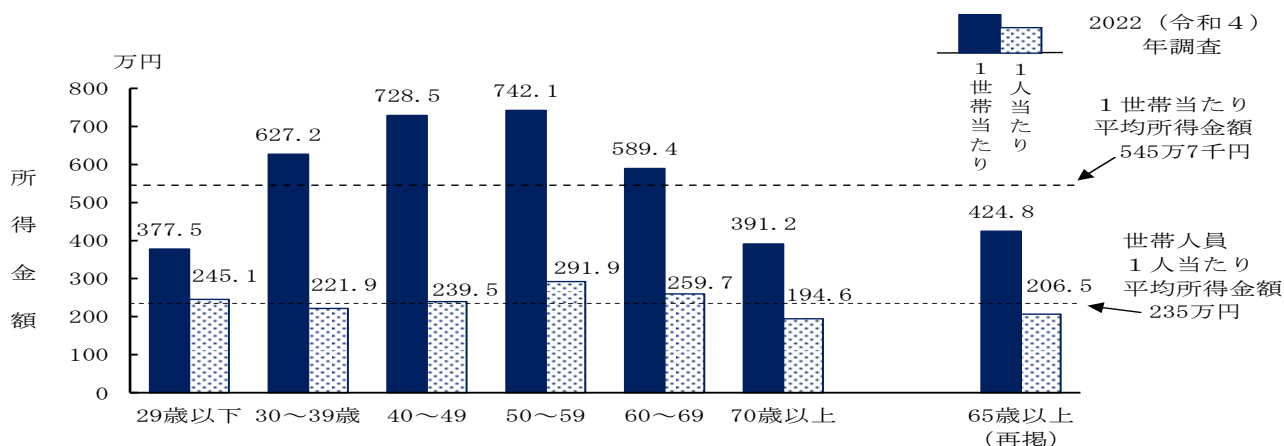


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が742万1千円で最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」となっており、最も低いのは「29歳以下」の377万5千円となっている。

世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が291万9千円で最も高く、最も低いのは「70歳以上」の194万6千円となっている。（図10）

図10 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり—世帯人員1人当たり平均所得金額



4 所得の種類別の状況

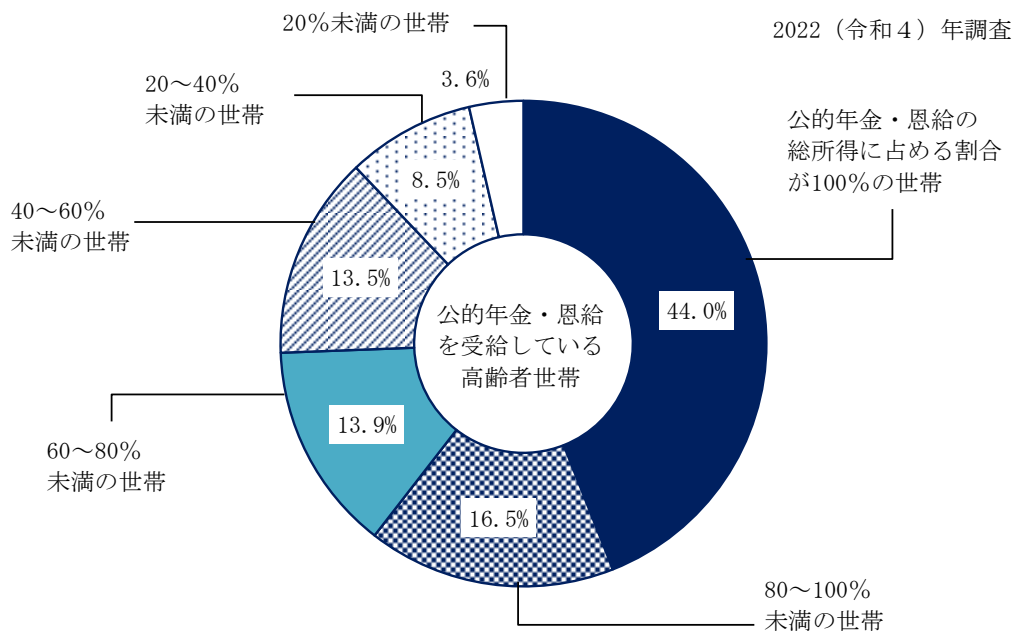
各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が73.2%、「公的年金・恩給」が20.1%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が62.8%、「稼働所得」が25.2%となっている（表8）。

表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	仕送り・企業 年金・個人年 金・その他の 所得
2021（令和3）年								
全世帯	545.7	399.6	373.6	109.7	15.3	6.0	2.6	15.1
高齢者世帯	318.3	80.3	64.9	199.9	17.2	1.8	-	19.0
高齢者世帯以外の世帯	665.0	567.0	535.5	62.5	14.4	8.2	4.0	13.0
児童のいる世帯	785.0	721.7	689.7	24.5	11.6	19.1	15.3	8.1
母子世帯	328.2	270.6	262.4	10.2	0.1	40.9	33.4	6.3
2018（平成30）年								
全世帯	552.3	410.3	383.9	105.5	15.8	6.2	3.1	14.5
高齢者世帯	312.6	72.1	60.1	199.0	20.4	1.8	-	19.4
高齢者世帯以外の世帯	659.3	561.3	528.4	63.8	13.7	8.2	4.4	12.3
児童のいる世帯	745.9	686.8	651.8	25.6	8.1	18.5	14.3	6.9
母子世帯	306.0	231.1	225.6	10.4	17.6	37.3	30.1	9.6
2021（令和3）年								
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）								
全世帯	100.0	73.2	68.5	20.1	2.8	1.1	0.5	2.8
高齢者世帯	100.0	25.2	20.4	62.8	5.4	0.6	-	6.0
高齢者世帯以外の世帯	100.0	85.3	80.5	9.4	2.2	1.2	0.6	1.9
児童のいる世帯	100.0	91.9	87.9	3.1	1.5	2.4	2.0	1.0
母子世帯	100.0	82.5	80.0	3.1	0.0	12.5	10.2	1.9
2018（平成30）年								
全世帯	100.0	74.3	69.5	19.1	2.9	1.1	0.6	2.6
高齢者世帯	100.0	23.0	19.2	63.6	6.5	0.6	-	6.2
高齢者世帯以外の世帯	100.0	85.1	80.1	9.7	2.1	1.2	0.7	1.9
児童のいる世帯	100.0	92.1	87.4	3.4	1.1	2.5	1.9	0.9
母子世帯	100.0	75.5	73.7	3.4	5.8	12.2	9.8	3.2

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は44.0%となっている（図11）。

図11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



5 貯蓄、借入金の状況

2022（令和4）年の貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は82.4%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1368万3千円となっている。高齢者世帯では、「貯蓄がある」は80.7%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1603万9千円となっている。

借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は24.7%で、「1世帯当たり平均借入金額」は390万6千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は55.7%で、「1世帯当たり平均借入金額」は1185万1千円となっている。（表9）

表9 各種世帯の貯蓄額階級別・借入金額階級別世帯数の構成割合

（単位：％）

2022（令和4）年調査

貯蓄・借入金額階級－ 平均貯蓄・借入金額	全世帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	児童のいる世帯	母子世帯
貯蓄額階級					
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
貯蓄がない	11.0	11.3	10.8	9.2	22.5
貯蓄がある	82.4	80.7	83.3	85.5	74.4
50万円未満	4.3	3.4	4.8	3.5	12.1
50～100	3.4	3.0	3.6	3.8	7.0
100～200	6.8	6.1	7.1	7.8	11.8
200～300	5.3	4.4	5.7	6.8	9.4
300～400	5.8	5.3	6.1	7.4	6.2
400～500	3.2	3.0	3.3	3.1	1.3
500～700	9.1	7.6	9.9	12.5	6.1
700～1000	6.5	6.1	6.6	8.0	4.0
1000～1500	9.7	9.2	9.9	10.7	7.9
1500～2000	5.1	5.3	4.9	5.1	1.7
2000～3000	7.4	8.7	6.7	5.7	0.9
3000万円以上	11.8	14.0	10.7	7.3	3.1
貯蓄額不詳	4.1	4.6	3.9	3.8	2.8
貯蓄の有無不詳	6.6	8.0	5.9	5.3	3.2
1世帯当たり 平均貯蓄額（万円）	1 368.3	1 603.9	1 248.4	1 029.2	422.5
借入金額階級					
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
借入金がない	65.4	79.6	58.0	37.5	60.1
借入金がある	24.7	6.8	34.2	55.7	36.3
50万円未満	1.3	1.0	1.4	0.9	2.5
50～100	1.2	0.9	1.4	1.3	2.6
100～200	1.8	1.0	2.3	1.9	8.1
200～300	1.6	0.6	2.1	1.9	3.9
300～400	1.3	0.4	1.7	1.5	3.5
400～500	0.9	0.4	1.2	1.2	0.8
500～700	1.7	0.5	2.3	2.0	2.3
700～1000	1.7	0.3	2.3	2.7	1.7
1000～1500	3.1	0.4	4.4	6.5	4.6
1500～2000	2.6	0.3	3.9	7.5	0.4
2000～3000	3.9	0.3	5.8	15.3	2.7
3000万円以上	3.3	0.3	4.8	11.9	1.5
借入金額不詳	0.5	0.3	0.5	1.1	1.6
借入金の有無不詳	9.8	13.6	7.9	6.8	3.6
1世帯当たり 平均借入金額（万円）	390.6	52.9	556.9	1 185.1	246.6

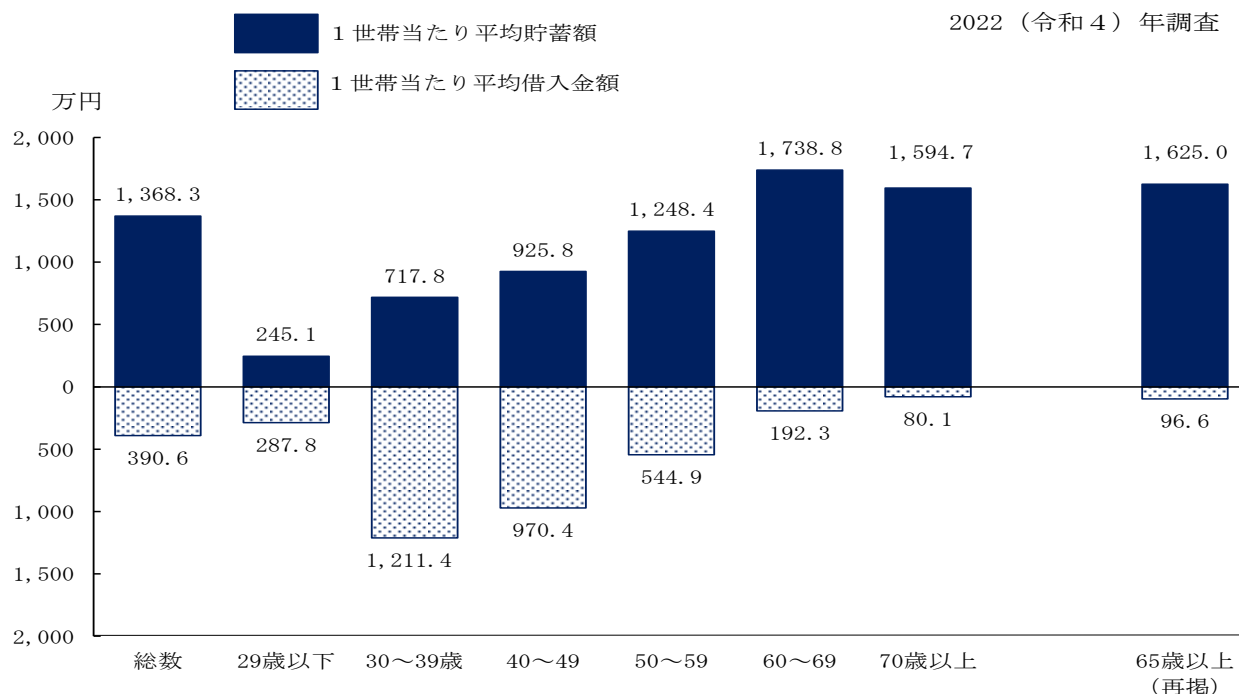
注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、貯蓄の有無不詳及び貯蓄の有無が「あり」で貯蓄額不詳の世帯は含まない。

2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、借入金の有無不詳及び借入金の有無が「あり」で借入金額不詳の世帯は含まない。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均貯蓄額の状況を見ると、「60～69歳」が1738万8千円で最も高く、次いで「70歳以上」が1594万7千円となっている。

また、1世帯当たり平均借入金額の状況を見ると、「30～39歳」が1211万4千円と最も高く、次いで「40～49歳」が970万4千円となっている。（図12）

図12 世帯主の年齢（10歳階級）別にみた1世帯当たり平均貯蓄額－平均借入金額



注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、貯蓄の有無不詳及び貯蓄の有無が「あり」で貯蓄額不詳の世帯は含まない。
 2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、借入金の有無不詳及び借入金の有無が「あり」で借入金額不詳の世帯は含まない。
 3) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

世帯主の年齢階級別に貯蓄の増減状況を見ると、前年と比べて「貯蓄が減った」は総数で36.3%となっており、60歳以上では4割を超えている。

貯蓄の減った世帯の減額理由を見ると、すべての年齢階級で「日常の生活費への支出」は6割を超え、59歳以下では「入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出」が2～3割となっている。また、「株式等の評価額の減少」は、60歳以上で1割強となっている。（表10）

表10 世帯主の年齢階級別にみた貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別世帯数の構成割合
 (単位：%) 2022(令和4)年調査

世帯主の年齢階級	総数	貯蓄が増えた	変わらない	貯蓄が減った	減額理由（複数回答）				
					日常の生活費への支出	土地・住宅の購入費	入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出	株式等の評価額の減少	その他
総数	100.0	13.8	37.7	36.3 (100.0)	(73.6)	(5.4)	(18.2)	(9.5)	(29.0)
29歳以下	100.0	33.4	33.5	26.7 (100.0)	(69.3)	(11.8)	(30.9)	(6.5)	(24.2)
30～39歳	100.0	32.3	33.7	27.2 (100.0)	(69.9)	(15.5)	(23.7)	(6.9)	(22.5)
40～49歳	100.0	23.5	38.4	30.4 (100.0)	(67.1)	(6.3)	(33.0)	(6.6)	(28.1)
50～59歳	100.0	17.7	41.6	32.8 (100.0)	(70.1)	(4.6)	(26.0)	(9.2)	(32.3)
60～69歳	100.0	11.8	36.1	40.1 (100.0)	(75.8)	(5.4)	(15.6)	(10.7)	(31.1)
70歳以上	100.0	5.5	37.9	40.0 (100.0)	(75.9)	(3.9)	(12.2)	(10.1)	(28.2)
(再掲)65歳以上	100.0	6.5	37.6	40.1 (100.0)	(76.1)	(4.2)	(12.6)	(10.4)	(28.7)

注：1) 「総数」には、増減状況不詳を含む。
 2) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

6 貧困率の状況

2021（令和3）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%（対2018年△0.3ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は11.5%（対2018年△2.5ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、10.6%（対2018年△2.5ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では44.5%（対2018年△3.8ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では8.6%（対2018年△2.6ポイント）となっている。

なお、2021（令和3）年からは、新基準の数値である。（表11、図13）

表11 貧困率の年次推移

	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)		2021 (令和3)年
													旧基準	新基準
(単位: %)														
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
(単位: 万円)														
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127

注: 1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

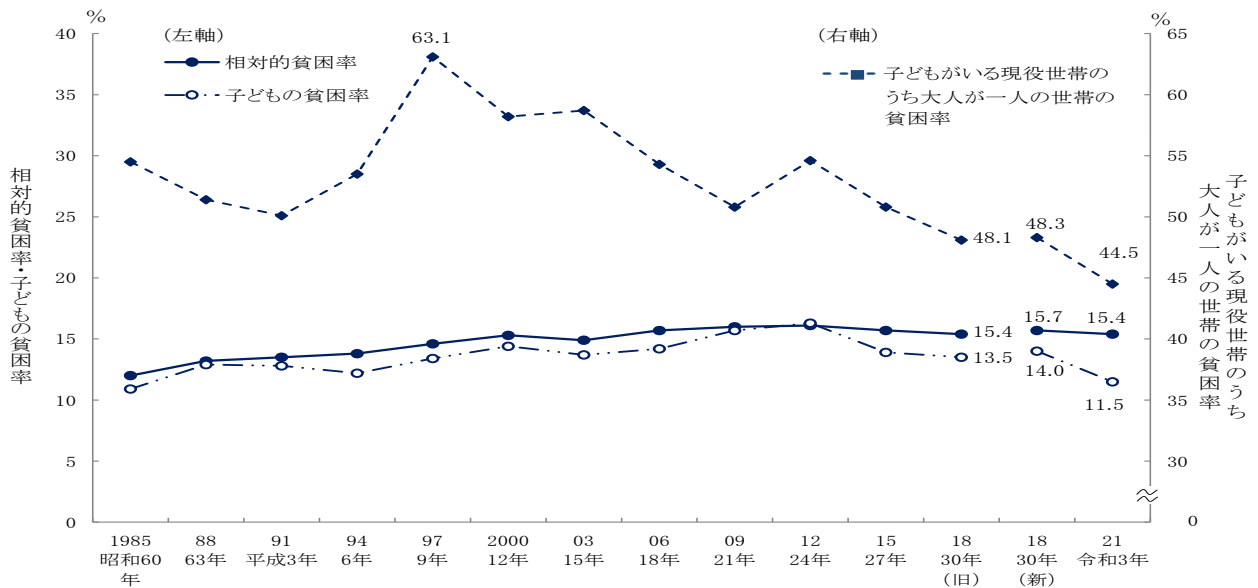
4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

図13 貧困率の年次推移



注: 1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

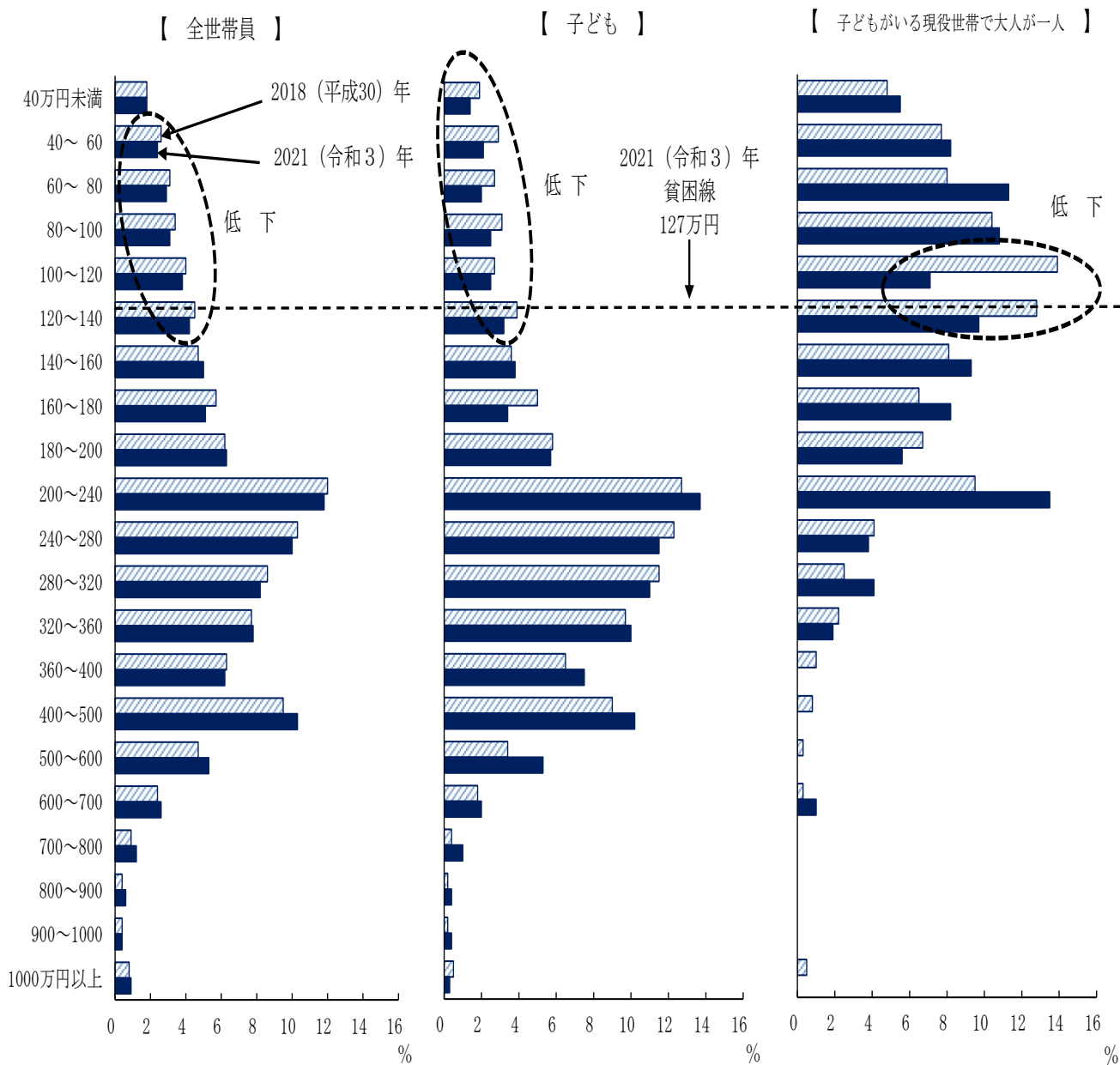
6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

等価可処分所得金額別に世帯人員の相対度数分布をみると、2018（平成30）年に比べ、「全世帯員」では40万円～140万円未満で低下している。

「子ども」（17歳以下）では40万円未満～140万円未満で低下し、「子どもがいる現役世帯で大人が一人」では100万円～140万円未満で低下している。（図14）

図14 等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布

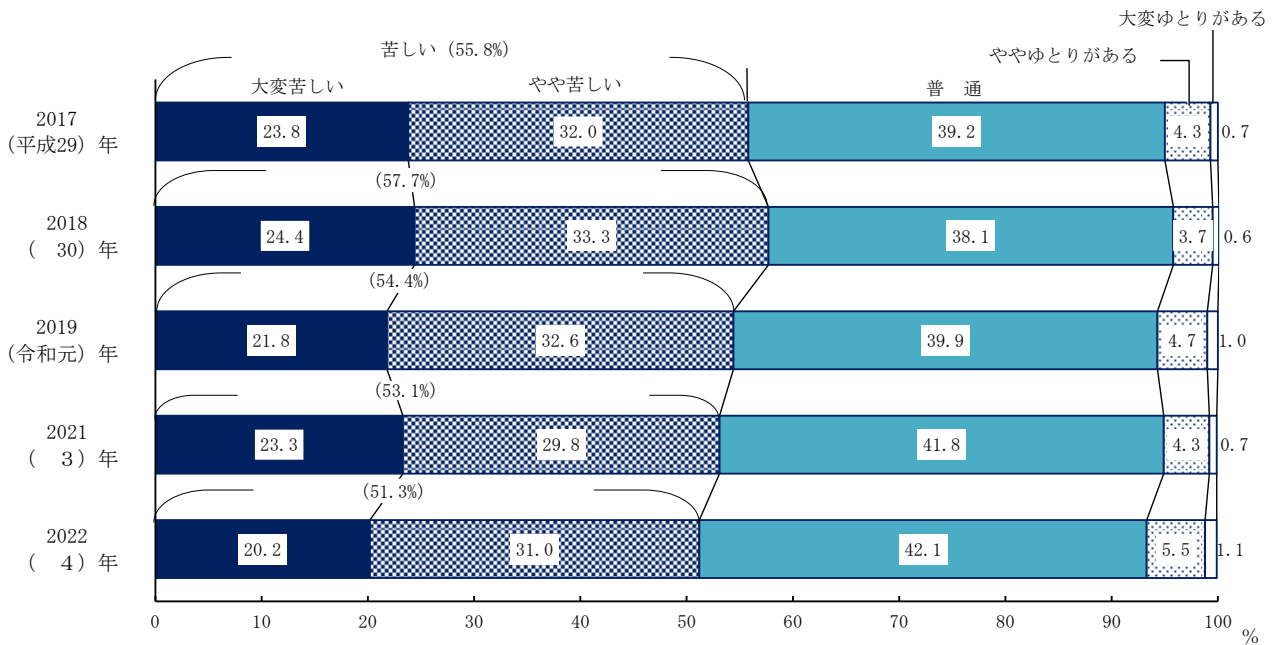


注：1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
2) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

7 生活意識の状況

生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が51.3%となっている（図15）。

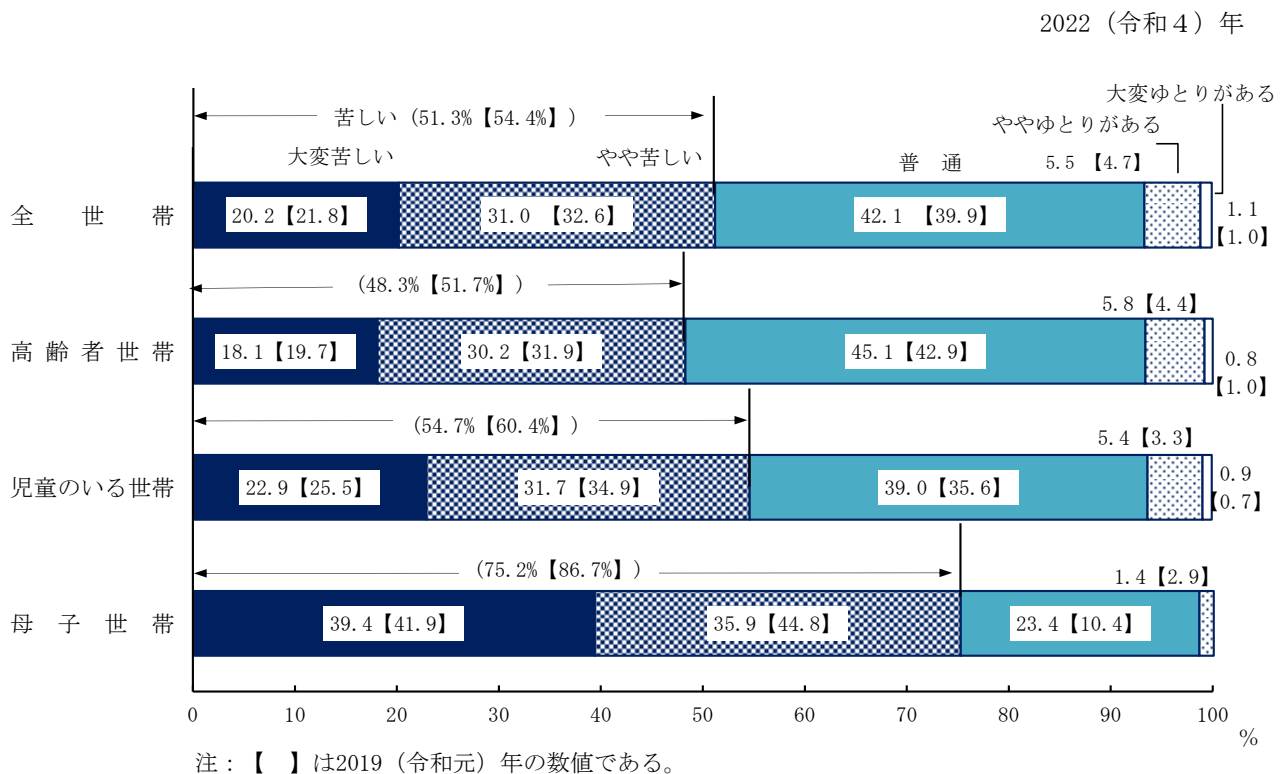
図15 世帯の生活意識の年次推移



注：2020（令和2）年は、調査を実施していない。

各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が75.2%、「児童のいる世帯」が54.7%となっている（図16）。

図16 各種世帯の生活意識



Ⅲ 世帯員の健康状況

1 自覚症状の状況

病気やけが等で自覚症状のある者〔有訴者〕は人口千人当たり 276.5（この割合を「有訴者率」という。）となっている。

有訴者率（人口千対）を性別にみると、男 246.7、女 304.2 で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、「10～19歳」の 119.7 が最も低く、年齢階級が高くなるにしたがって上昇し、「80歳以上」では 492.7 となっている。（表 12）

症状別にみると、男女とも「腰痛」「肩こり」の順に有訴者率が高くなっている（図 17）。

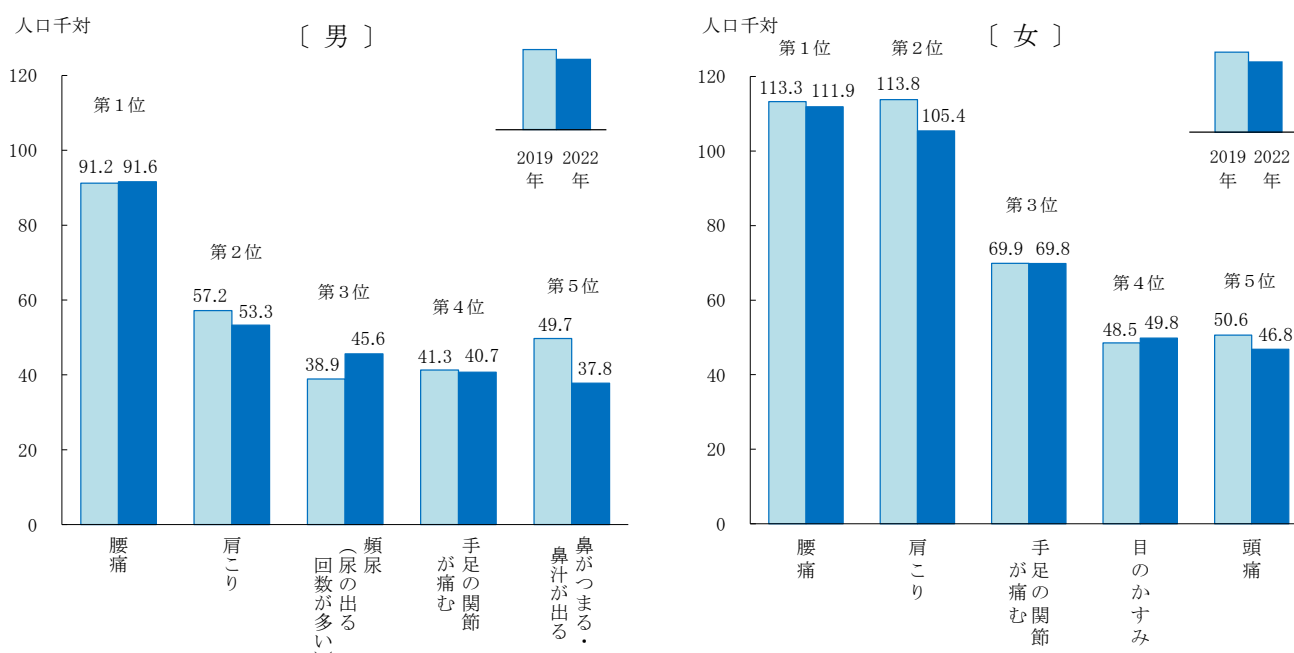
表 12 性・年齢階級別にみた有訴者率（人口千対）

（単位：人口千対）

年齢階級	2022（令和4）年			2019（令和元）年		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	276.5	246.7	304.2	302.5	270.8	332.1
9歳以下	123.3	132.9	113.1	178.0	184.9	170.7
10～19歳	119.7	112.1	127.6	157.1	154.6	159.7
20～29	153.7	121.3	186.1	194.6	159.6	229.3
30～39	199.7	168.9	230.4	249.3	206.2	291.3
40～49	223.6	189.3	257.3	268.4	225.6	310.1
50～59	268.8	225.4	309.6	309.1	260.6	355.2
60～69	321.4	299.5	341.9	338.9	322.3	354.5
70～79	408.4	389.0	425.5	434.1	414.1	451.5
80歳以上	492.7	485.3	497.6	511.0	498.8	518.8
（再掲）						
65歳以上	418.2	397.6	435.2	433.6	413.2	450.3
75歳以上	474.6	462.4	483.7	495.5	477.3	508.6

注：1）有訴者には入院者は含まないが、有訴者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。
2）「総数」には、年齢不詳を含む。

図 17 性別にみた有訴者率の上位 5 症状（複数回答）



注：有訴者には入院者は含まないが、有訴者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2 通院の状況

傷病で通院している者〔通院者〕は人口千人当たり 417.3（この割合を「通院者率」という。）となっている。

通院者率（人口千対）を性別にみると、男 401.9、女 431.6 で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、「9歳以下」の 131.3 が最も低く、年齢階級が高くなるにしたがって上昇し、「80歳以上」で 727.6 となっている。（表 13）

傷病別にみると、男女とも「高血圧症」での通院者率が最も高く、次いで男では「糖尿病」、「脂質異常症（高コレステロール血症等）」、女では「脂質異常症（高コレステロール血症等）」、「眼の病気」となっている（図 18）。

表 13 性・年齢階級別にみた通院者率（人口千対）

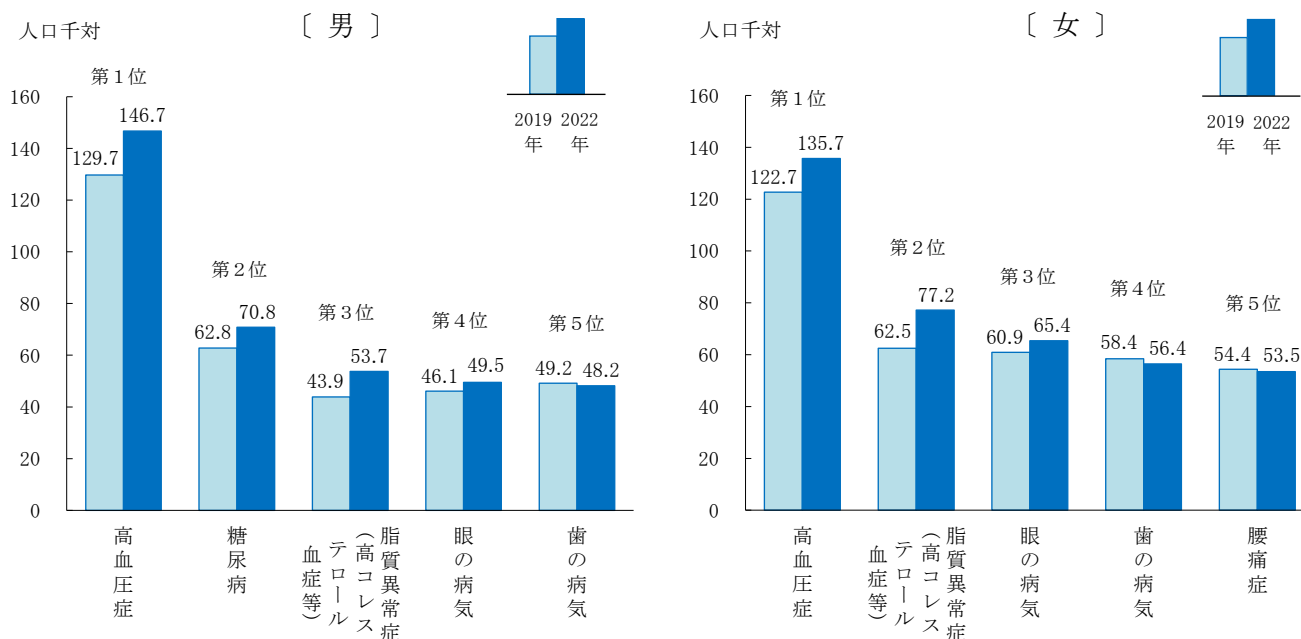
（単位：人口千対）

年齢階級	2022（令和4）年			2019（令和元）年		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	417.3	401.9	431.6	404.0	388.1	418.8
9歳以下	131.3	144.4	117.6	150.4	162.0	138.0
10～19歳	138.0	141.3	134.7	140.1	147.1	132.7
20～29	153.5	128.3	178.6	157.1	131.1	182.9
30～39	211.3	187.4	235.1	216.7	188.6	244.0
40～49	280.2	265.1	295.0	287.2	270.8	303.2
50～59	418.8	408.5	428.5	427.5	417.6	437.0
60～69	589.8	596.8	583.1	586.3	593.9	579.1
70～79	708.1	710.4	706.1	706.0	707.9	704.3
80歳以上	727.6	740.0	719.2	730.3	737.1	725.9
（再掲）						
65歳以上	696.4	700.8	692.7	689.6	692.8	686.9
75歳以上	729.2	739.2	721.9	730.5	735.7	726.8

注：1）通院者には入院者は含まないが、通院者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2）「総数」には、年齢不詳を含む。

図 18 性別にみた通院者率の上位 5 傷病（複数回答）



注：通院者には入院者は含まないが、通院者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

3 日常生活における機能制限の状況

日常生活における6つの機能（視覚、聴覚、歩行、認知、セルフケア、コミュニケーション）について、機能制限の程度をみると、すべての項目で「苦勞はありません」の割合が多くなっている。一方で、「とても苦勞します」「全く出来ません」では、「歩行」の割合が多くなっている（表14）。

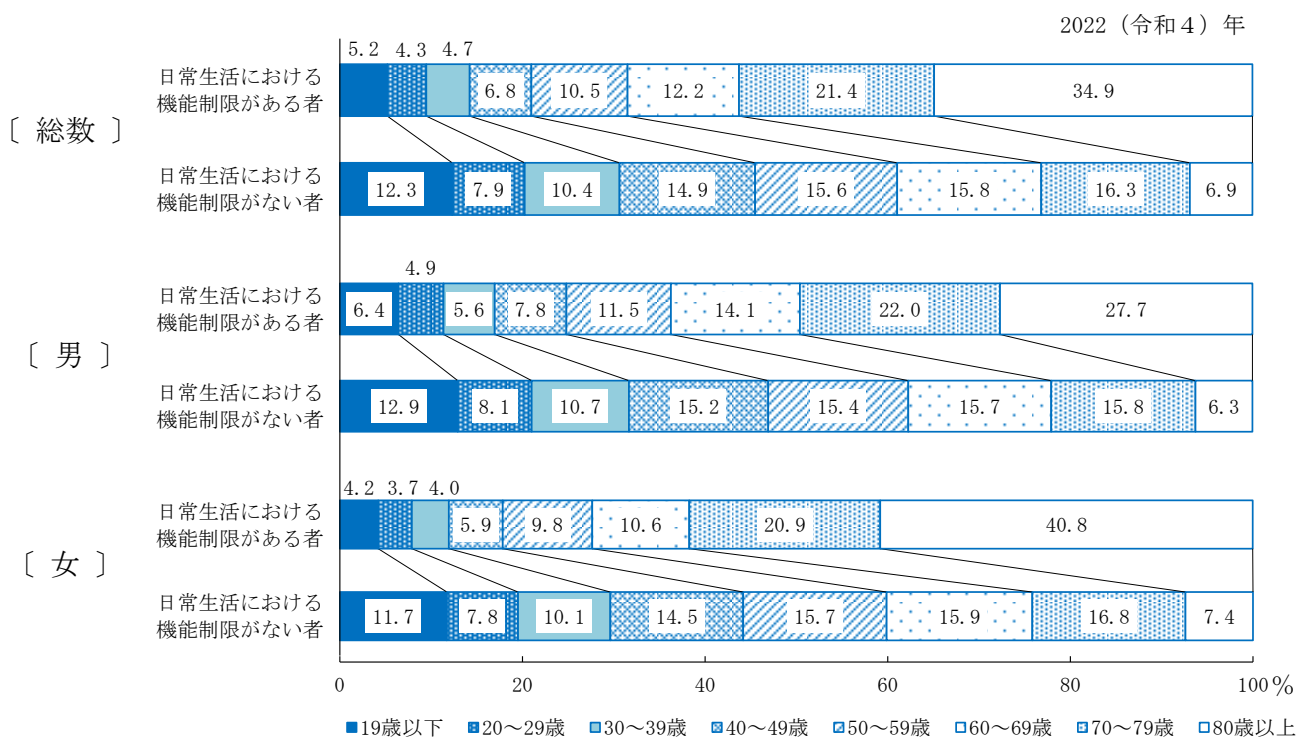
表14 日常生活における機能制限の状況

		2022（令和4）年					
		総数	苦勞はありません	多少苦勞します	とても苦勞します	全く出来ません	不詳
視覚	眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦勞はありますか。	100.0	64.3	29.3	2.8	1.3	2.3
聴覚	補聴器を使用しても、聴き取りにくいといった苦勞はありますか。	100.0	85.8	5.1	1.6	1.9	5.6
歩行	歩いたり階段を上るのが難しいといった苦勞はありますか。	100.0	74.7	16.2	4.8	2.1	2.2
認知	思い出したり集中したりするのが難しいといった苦勞はありますか。	100.0	71.7	21.5	2.6	1.7	2.5
セルフケア	身体を洗ったり衣服を着るような身の回りのことをするのが難しいといった苦勞はありますか。	100.0	87.7	6.4	1.5	2.0	2.3
コミュニケーション	通常の言語をつかってのコミュニケーション（たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解させることなど）が難しいといった苦勞はありますか。	100.0	85.7	8.5	1.7	1.8	2.3

注：1）6歳以上（入院者は含まない。）について集計した。
2）「日常生活における機能制限の状況」については、用語の説明41頁を参照。

日常生活における6つの機能のうち、1つでも「とても苦勞します」「全く出来ません」と回答した者（以下「日常生活における機能制限がある者」という。）と1つも回答しなかった者（以下「日常生活における機能制限がない者」という。）について、性・年齢階級別に構成割合をみると、「日常生活における機能制限がある者」では年齢が高い階級の割合が多くなっている（図19）。

図19 日常生活における機能制限がある者・ない者別にみた性・年齢階級別構成割合

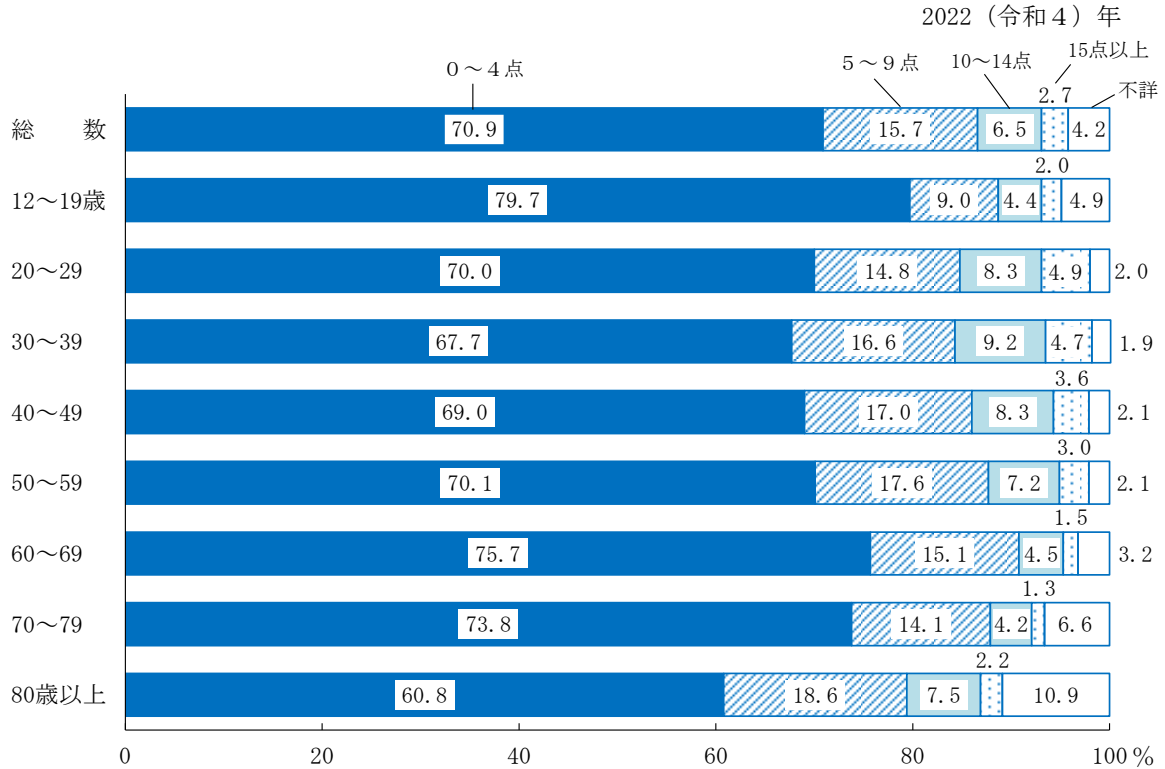


注：1）6歳以上（入院者は含まない。）について集計した。
2）日常生活における6つの機能がすべて不詳の者を除く。

4 こころの状態

過去1か月間のこころの状態を点数階級別にみると、「0～4点」が70.9%と最も多く、また、すべての年齢階級で「0～4点」が最も多くなっている（図20）。

図20 年齢階級別にみたこころの状態（点数階級）の構成割合

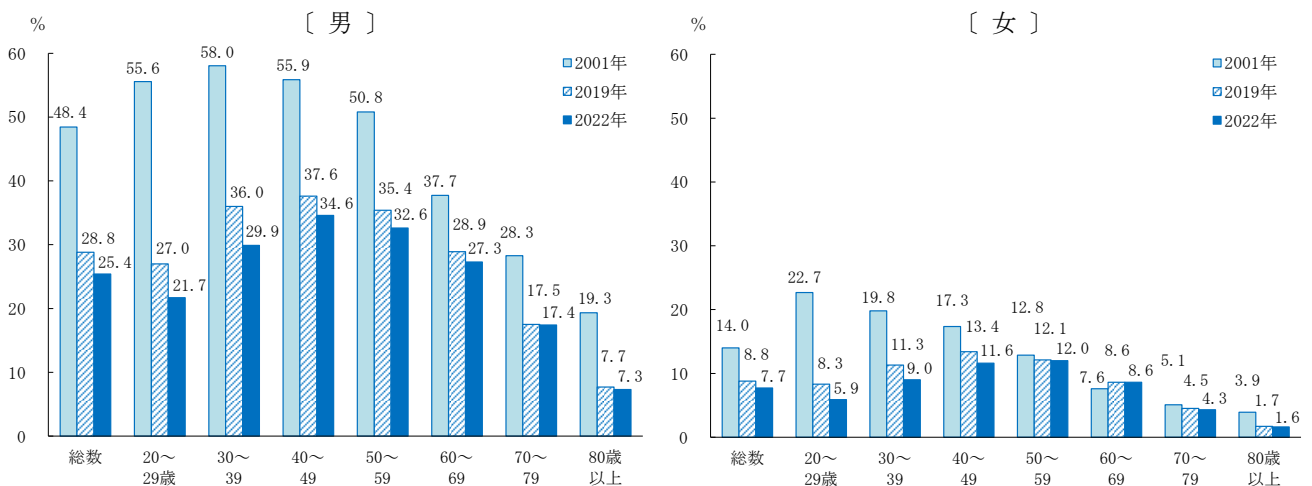


注： 1) 12歳以上の者(入院者は含まない。)について集計した。
 2) こころの状態の点数とは、過去1か月間のこころ状態について、6つの質問の回答を5段階(0～4点)で点数化して合計したものである。
 「こころの状態」については、用語の説明42頁を参照。

5 喫煙の状況

喫煙の状況を性・年齢階級別に2001（平成13）年と比較すると、「喫煙している者」はほとんどの年齢階級で低下しており、男女とも「20～29歳」が最も低下している（図21）。

図21 性・年齢階級別にみた喫煙している者の年次比較



注： 1) 20歳以上の者(入院者は含まない。)について集計した。
 2) 「喫煙している者」とは、「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者の合計である。

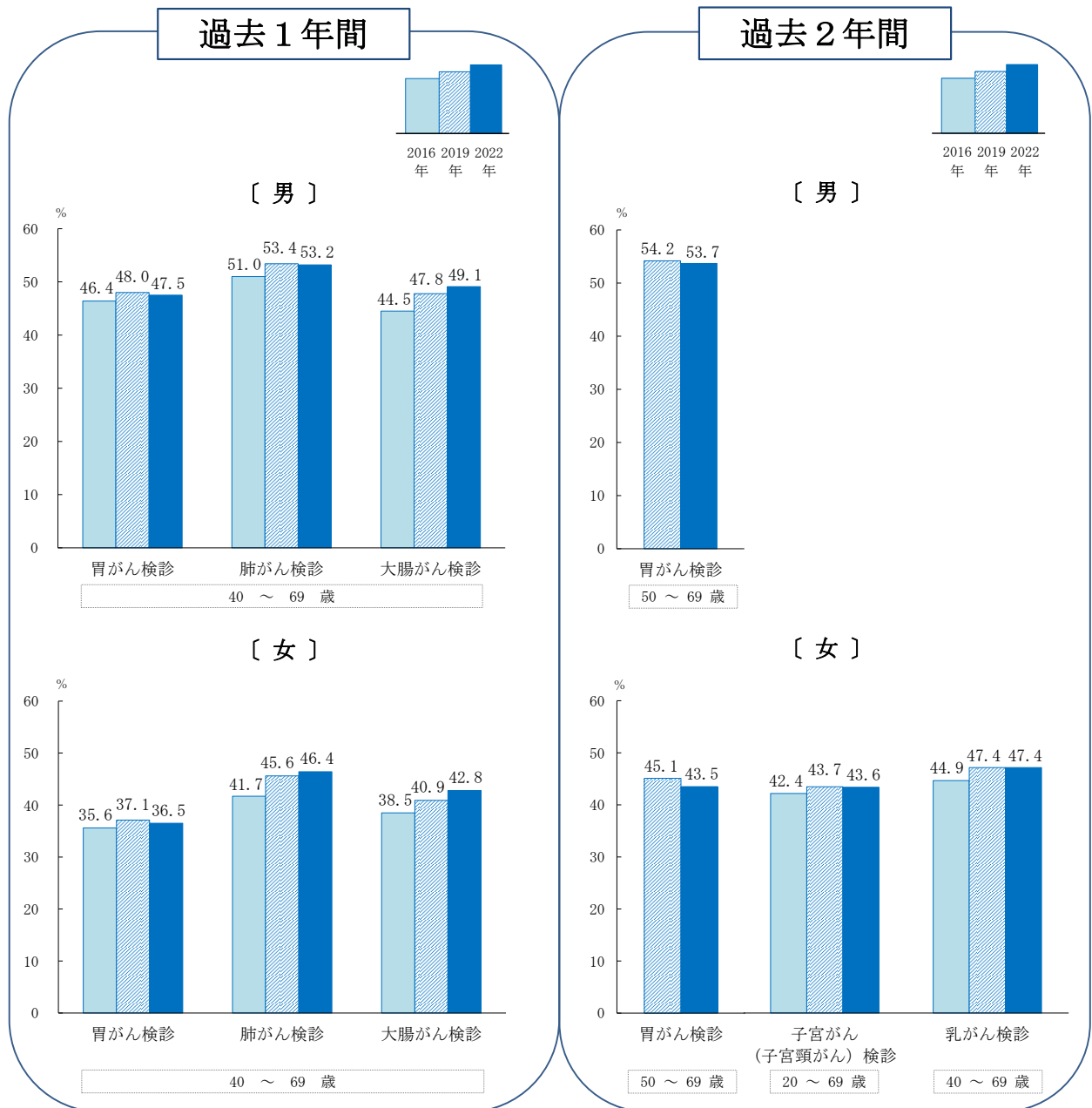
6 がん検診の受診状況

過去1年間に「胃がん」「肺がん」「大腸がん」の各がん検診を受診した者の割合を性別にみると、男女とも「肺がん検診」が最も高く、男で53.2%、女で46.4%となっている。

過去2年間では「胃がん検診」を受診した割合は男が53.7%、女が43.5%となっており、「子宮がん(子宮頸がん)検診」は43.6%、「乳がん検診」は47.4%となっている。

また、いずれのがん検診においても、受診した者の割合は概ね横ばいとなっている。(図22)

図22 性別にみたがん検診を受診した者の割合



- 注： 1) 入院者は含まない。
 2) がん検診の受診率については、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、算定年齢対象を40歳から69歳(子宮がん(子宮頸がん)検診は20歳から69歳)とした。
 3) 胃がん検診の受診率については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添)の一部改正に基づき、2019(令和元)年調査以降は過去2年間の受診率についても算定し、過去2年間の受診率の算定対象年齢は50歳から69歳とした。
 4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

IV 介護の状況

1 要介護者等のいる世帯の状況

介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち、在宅の者（以下「要介護者等」という。）のいる世帯について、世帯構造別にみると、「核家族世帯」が42.1%で最も多く、次いで「単独世帯」が30.7%、「その他の世帯」が16.4%となっている。

年次推移をみると、「単独世帯」及び「核家族世帯」の割合は上昇傾向であり、「三世帯世帯」の割合は低下している。（表15）

表15 世帯構造別にみた「要介護者等のいる世帯」の構成割合

（単位：％）

年次	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世帯世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
2001(平成13)年	100.0	15.7	29.3	18.3	32.5	22.4	35.3
'04(16)	100.0	20.2	30.4	19.5	29.4	20.0	40.4
'07(19)	100.0	24.0	32.7	20.2	23.2	20.1	45.7
'10(22)	100.0	26.1	31.4	19.3	22.5	20.1	47.0
'13(25)	100.0	27.4	35.4	21.5	18.4	18.7	50.9
'16(28)	100.0	29.0	37.9	21.9	14.9	18.3	54.5
'19(令和元)	100.0	28.3	40.3	22.2	12.8	18.6	57.1
'22(4)	100.0	30.7	42.1	25.0	10.9	16.4	61.5

注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

「要介護者等のいる世帯」を現在の要介護度と世帯構造でみると、「単独世帯」では要介護度の低い者のいる世帯の割合が高く、「核家族世帯」「三世帯世帯」では要介護度の高い者のいる世帯の割合が高くなっている（表16）。

表16 世帯構造別にみた「要介護者等のいる世帯」の「要介護者等」の要介護度

（単位：％）

2022(令和4)年

現在の 要介護度	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世帯世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
要支援者のいる世帯	32.8	43.6	29.1	29.2	26.1	26.9	35.5
要支援1	14.5	17.5	13.9	15.0	12.2	11.7	15.7
要支援2	18.4	26.1	15.2	14.2	13.9	15.1	19.8
要介護者のいる世帯	64.9	53.5	69.0	68.3	72.4	70.9	61.8
要介護1	20.2	18.9	19.2	19.1	20.3	25.4	19.3
要介護2	18.8	16.5	19.7	22.3	20.4	19.7	19.3
要介護3	11.6	9.0	13.1	12.2	14.4	10.8	10.9
要介護4	8.3	5.9	9.4	7.3	9.3	9.3	7.0
要介護5	6.0	3.3	7.6	7.4	7.9	5.6	5.4

注：1) 「現在の要介護度」とは、2022(令和4)年6月の要介護度をいう。

2) 「総数」には、要介護度不詳を含む。

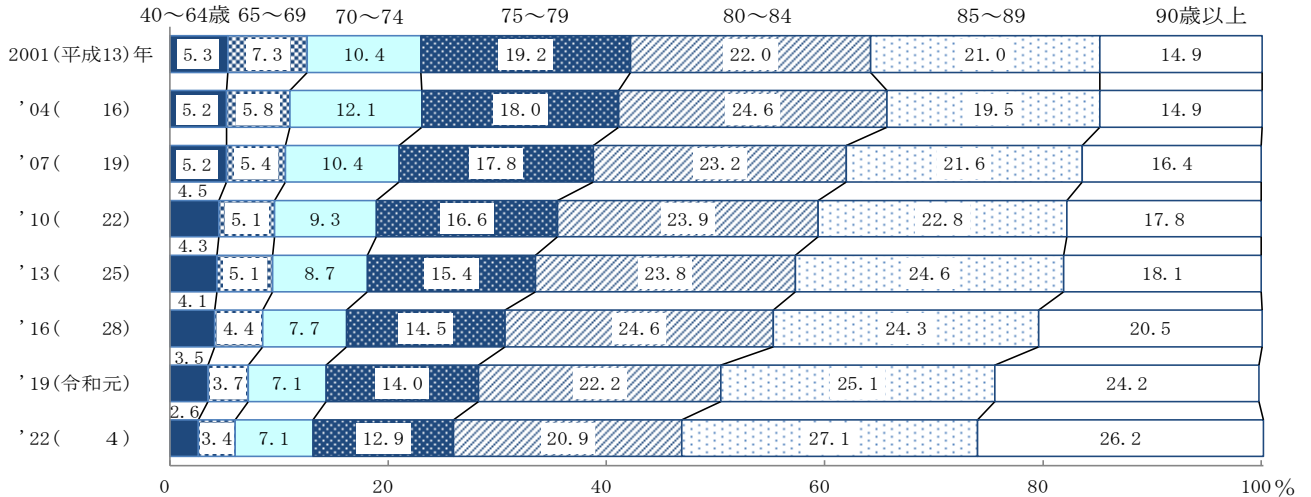
3) 世帯に複数の要介護者等がいる場合は、要介護度が高い方に計上した。

2 要介護者等の状況

「要介護者等」の年齢を年次推移でみると、年齢の高い階級が占める割合が上昇している。

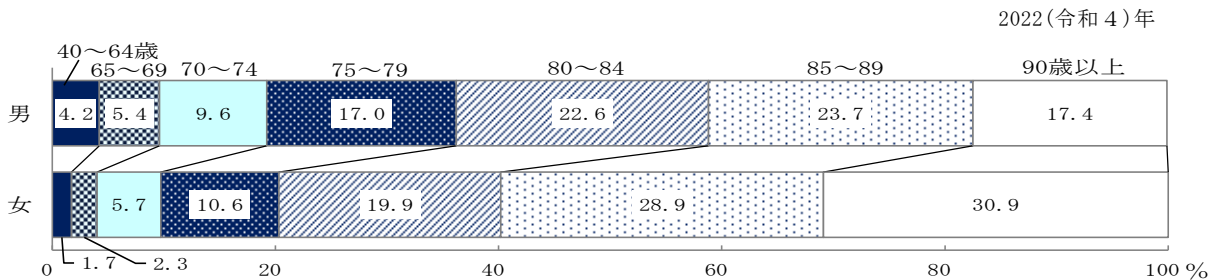
また、2022（令和4）年の「要介護者等」について、性・年齢階級別にみると、男は「85～89歳」の23.7%、女は「90歳以上」の30.9%が最も多くなっている。（図23、24）

図23 「要介護者等」の年齢階級別構成割合



注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

図24 「要介護者等」の性・年齢階級別構成割合



介護が必要となった主な原因について、現在の要介護度別にみると、「要支援者」では「関節疾患」が19.3%で最も多く、次いで「高齢による衰弱」が17.4%となっている。「要介護者」では「認知症」が23.6%で最も多く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」が19.0%となっている。

（表17）

表17 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因（上位3位）

（単位：%）

2022(令和4)年

現在の要介護度	第1位	第2位	第3位
総数	認知症 16.6	脳血管疾患（脳卒中） 16.1	骨折・転倒 13.9
要支援者	関節疾患 19.3	高齢による衰弱 17.4	骨折・転倒 16.1
要支援1	高齢による衰弱 19.5	関節疾患 18.7	骨折・転倒 12.2
要支援2	関節疾患 19.8	骨折・転倒 19.6	高齢による衰弱 15.5
要介護者	認知症 23.6	脳血管疾患（脳卒中） 19.0	骨折・転倒 13.0
要介護1	認知症 26.4	脳血管疾患（脳卒中） 14.5	骨折・転倒 13.1
要介護2	認知症 23.6	脳血管疾患（脳卒中） 17.5	骨折・転倒 11.0
要介護3	認知症 25.3	脳血管疾患（脳卒中） 19.6	骨折・転倒 12.8
要介護4	脳血管疾患（脳卒中） 28.0	骨折・転倒 18.7	認知症 14.4
要介護5	脳血管疾患（脳卒中） 26.3	認知症 23.1	骨折・転倒 11.3

注：「現在の要介護度」とは、2022(令和4)年6月の要介護度をいう。

3 主な介護者の状況

「要介護者等」と「主な介護者」との同別居の状況を見ると、「同居」が45.9%となっている。また、「同居の主な介護者」について、「要介護者等」からみた続柄をみると、「配偶者」が22.9%で最も多く、次いで「子」が16.2%となっている。（図25）

さらに、「主な介護者」を同居・別居別にみると、性別では同居・別居ともに女の方が多く、年齢階級別では別居の方が同居に比べ若い世代の割合が多くなっている（図26）。

図25 「要介護者等」からみた「主な介護者」の続柄別構成割合

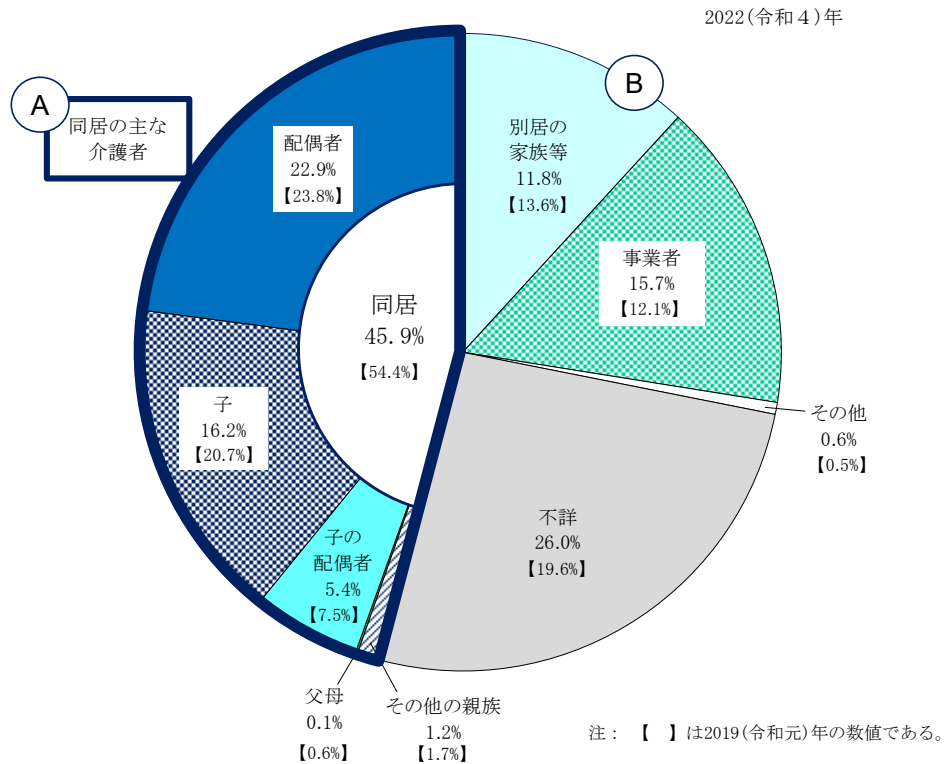
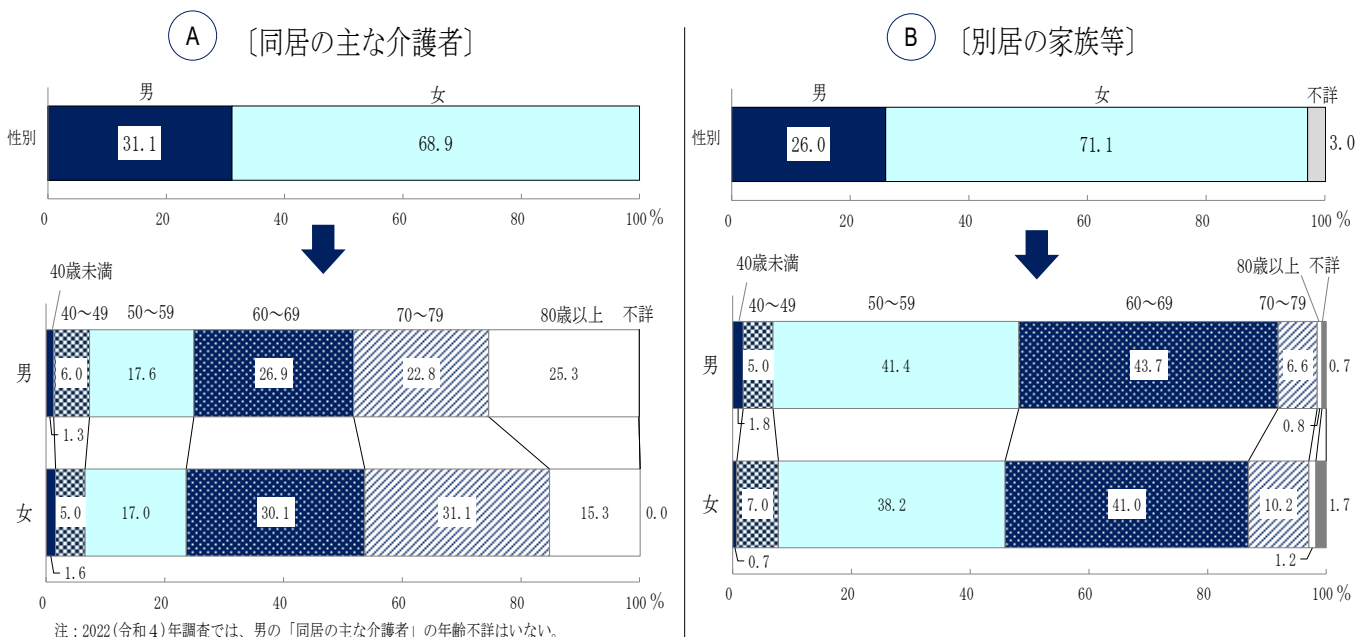


図26 「主な介護者」の性・年齢階級別構成割合

2022(令和4)年



「要介護者等」と「同居の主な介護者」について、年齢の組合せをみると、「60歳以上同士」の割合は77.1%、「65歳以上同士」は63.5%、「75歳以上同士」は35.7%となり、年次推移で見ると、いずれも上昇傾向となっている（表18、図27）。

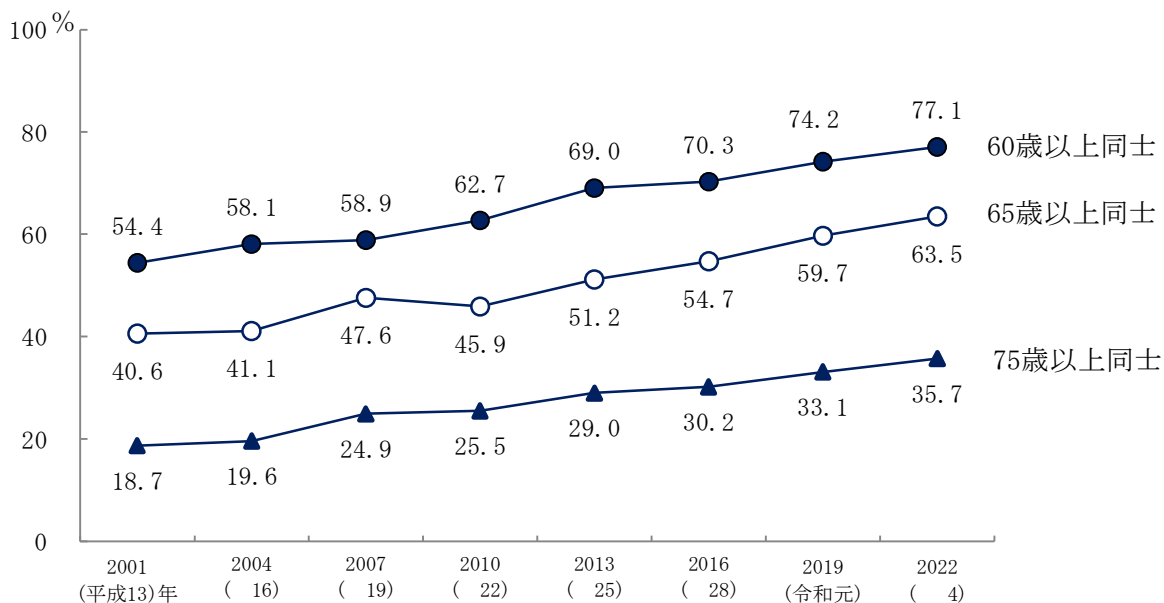
表 18 「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢階級別構成割合

(単位：%) 2022(令和4)年

		要介護者等の年齢階級								
		総数	年齢階級					(再掲)	(再掲)	(再掲)
			40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	60歳以上	65歳以上	75歳以上
同居の 主な 介護者 の 年齢 階級	総数	[100.0]	[3.0]	[4.3]	[23.4]	[45.1]	[24.3]	[98.1]	[97.0]	[84.4]
	40歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	40～49歳	1.5	7.3	6.8	1.4	0.7	1.4	1.4	1.3	0.8
	50～59	5.3	12.2	1.3	8.0	5.0	3.1	5.0	5.1	5.1
	60～69	17.2	41.0	0.8	5.9	26.0	11.5	16.5	16.4	18.3
	70～79	29.1	33.4	62.0	15.3	19.1	54.4	29.4	28.9	26.9
	80歳以上	28.5	4.6	27.8	60.8	18.7	18.8	29.0	29.3	27.3
	(再掲)60歳以上	18.4	1.5	1.2	8.7	30.4	10.7	18.7	18.9	21.6
	(再掲)65歳以上	76.0	39.6	91.1	84.7	68.2	84.0	77.1	77.2	75.8
	(再掲)75歳以上	62.2	19.3	75.9	82.6	52.9	62.6	63.1	63.5	61.2
	31.9	3.7	5.9	35.4	44.8	12.5	32.4	32.8	35.7	

注：「総数」には、主な介護者の年齢不詳を含む。

図 27 「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢組合せ

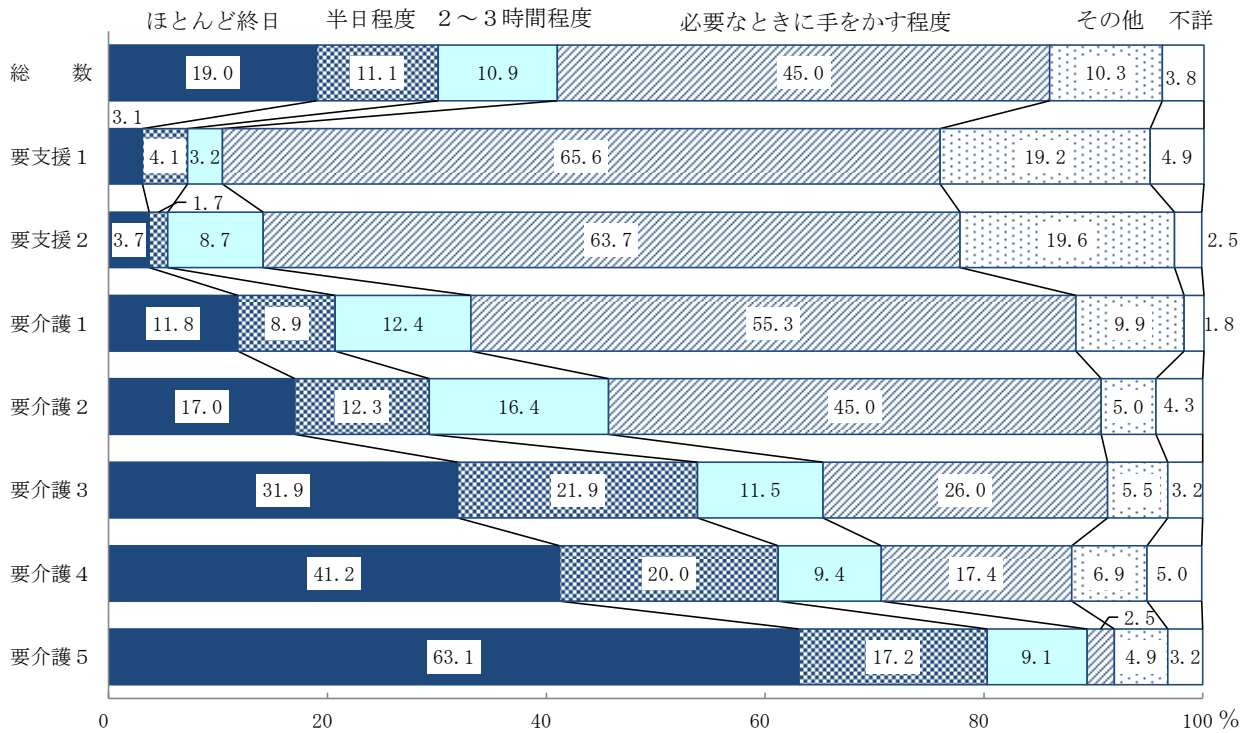


注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

「同居の主な介護者」の介護時間について、「要介護者等」の要介護度別にみると、「要支援1」から「要介護2」までは「必要なときに手をかす程度」が多くなっているが、「要介護3」以上では「ほとんど終日」が最も多くなっている（図28）。

図28 要介護度別にみた「同居の主な介護者」の介護時間の構成割合

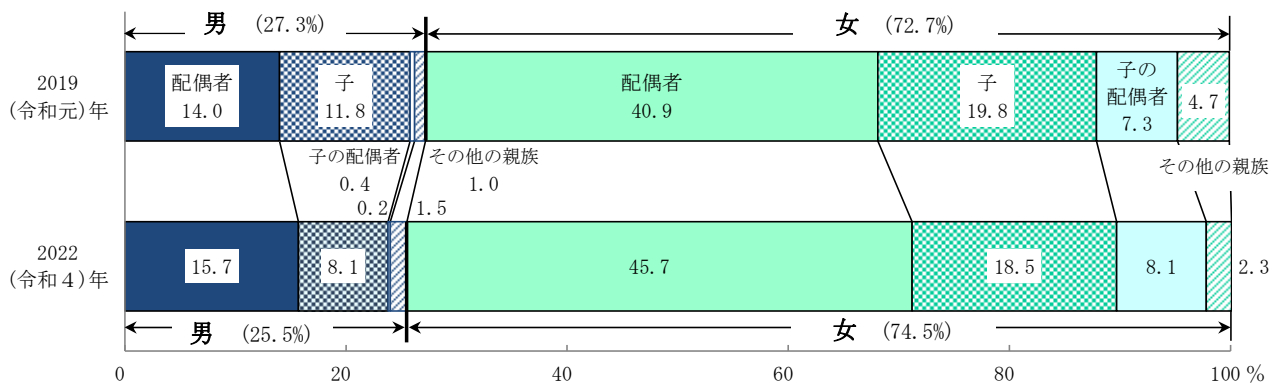
2022(令和4)年



注：「総数」には要介護度不詳を含む。

「同居の主な介護者」のうち、介護時間が「ほとんど終日」である者は、「男」が25.5%、「女」が74.5%となり、続柄別では、女の「配偶者」が45.7%と最も多く、次いで女の「子」18.5%、男の「配偶者」15.7%となっている（図29）。

図29 「同居の主な介護者」の性・続柄別構成割合



注：1) 「同居の主な介護者」のうち、介護時間が「ほとんど終日」である者を集計した。
2) 「その他の親族」には「父母」を含む。

統 計 表

- 第1表 各種世帯別にみた世帯の状況
- 第2表 各種世帯別にみた所得の状況
- 第3表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態
- 第4表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況
- 第5表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移
- 第6表 都道府県－21大都市（再掲）別にみた世帯構造・65歳以上の者のいる世帯
・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数
- 第7表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値
- 第8表 等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布
- 第9表 性・年齢階級・症状（複数回答）別にみた世帯人員・有訴者数・有訴者率
（人口千対）
- 第10表 性・年齢階級・傷病（複数回答）別にみた世帯人員・通院者数・通院者率
（人口千対）
- 第11表 性・年齢階級別にみたこころの状態（点数階級）
- 第12表 性・年齢階級別にみたがん検診受診状況（複数回答）
- 第13表 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

2022(令和4)年

	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯	65歳以上の者のいる世帯
世帯数(千世帯)	54 310	16 931	565	9 917	27 474
全世帯に占める割合(%)	100.0	31.2	1.0	18.3	50.6
平均世帯人員(人)	2.25	1.50	2.60	3.88	2.11
平均有業人員(人)	1.17	0.36	0.99	1.79	0.83
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)	71.3	29.5	88.7	96.5	51.2
平均家計支出額(万円)	24.0	19.1	21.1	29.7	22.4

注：1)「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員をいう。

2)「家計支出額」とは、2022(令和4)年5月中の家計上の支出金額(飲食費(外食費・嗜好品費を含む。)、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他諸雑費など)をいい、税金、社会保険料は含まない。

第2表 各種世帯別にみた所得の状況

2022(令和4)年調査

	全世帯	高齢者世帯	高齢者世帯以外の世帯	母子世帯	児童のいる世帯	65歳以上の者のいる世帯
1世帯当たり平均所得金額(万円)	545.7	318.3	665.0	328.2	785.0	454.8
1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)	418.1	268.2	504.8	258.8	608.1	355.0
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)	235.0	206.1	243.6	123.7	194.8	207.9
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)	333.3	207.5	348.9	267.0	385.9	250.0
構成割合	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第I五分位 (第I五分位値)200万円	20.0	35.8	11.7	25.2	4.6
	第II五分位 (第II五分位値)338万円	20.0	32.2	13.6	35.4	7.1
	第III五分位 (第III五分位値)526万円	20.0	19.8	20.1	27.4	16.9
	第IV五分位 (第IV五分位値)816万円	20.0	8.3	26.1	10.3	32.5
	第V五分位	20.0	3.8	28.5	1.7	38.8
合(%)	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	20.2	18.1	21.4	39.4	22.9
	やや苦しい	31.0	30.2	31.5	35.9	31.7
	普通	42.1	45.1	40.5	23.4	39.0
	ややゆとりがある	5.5	5.8	5.4	1.4	5.4
	大変ゆとりがある	1.1	0.8	1.2	-	0.9

第3表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態

(単位：千人)

2022(令和4)年

性 年齢階級	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの 世帯	子と同居	夫婦と配偶者のいない 同居		その他の 親族と同居	非親族と 同居
					子 同	子 同		
男	18 193	3 138	8 687	5 557	949	4 608	789	23
65～69歳	4 381	798	1 850	1 331	103	1 228	396	6
70～74	5 258	899	2 587	1 526	176	1 350	236	11
75～79	3 692	589	1 939	1 083	182	900	76	5
80歳以上	4 862	851	2 311	1 618	488	1 130	80	1
女	22 104	5 592	7 696	8 011	2 088	5 923	774	31
65～69歳	4 662	746	2 051	1 541	176	1 365	319	6
70～74	5 907	1 211	2 622	1 851	301	1 550	214	9
75～79	4 301	1 136	1 643	1 419	297	1 122	93	10
80歳以上	7 234	2 500	1 380	3 200	1 314	1 886	147	6

第4表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況

(単位：千世帯)

2022(令和4)年

末子の年齢階級	総 数	仕事あり	仕事なし			
			正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	そ の 他	
総 数	9 618	7 277	2 927	3 504	846	2 341
0歳	616	355	244	74	37	261
1	628	422	244	127	51	207
2	600	413	218	150	45	187
3	544	396	189	159	47	149
4	543	408	179	191	39	135
5	509	374	140	189	45	136
6	551	398	145	194	59	152
7～8	1 045	811	306	401	104	235
9～11	1 531	1 233	415	671	146	298
12～14	1 537	1 248	429	680	139	289
15～17	1 514	1 220	419	668	133	294

注：1) 母の「仕事の有無不詳」を含まない。

2) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

第5表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移

(単位：%)

末子の年齢階級	正規の職員・従業員			非正規の職員・従業員			仕事なし		
	2016年 (平成28年)	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)	2016年 (平成28年)	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)	2016年 (平成28年)	2019年 (令和元年)	2022年 (令和4年)
総 数	22.0	26.2	30.4	36.3	37.8	36.4	32.8	27.6	24.3
0歳	25.7	33.6	39.7	9.0	11.0	12.0	60.7	50.1	42.3
1	25.7	33.2	38.8	18.0	19.3	20.2	49.9	41.6	32.9
2	22.9	28.9	36.4	23.4	27.7	25.0	46.1	36.9	31.1
3	22.0	27.8	34.8	30.1	30.5	29.2	40.3	34.1	27.3
4	20.8	27.7	32.9	35.7	34.0	35.1	35.9	29.5	24.9
5	20.2	23.5	27.4	34.5	38.0	37.1	35.4	29.5	26.6
6	21.6	25.1	26.3	36.2	39.9	35.3	32.8	27.1	27.7
7～8	19.4	22.8	29.2	43.1	44.2	38.4	28.7	23.8	22.5
9～11	19.9	23.0	27.1	45.9	46.2	43.9	24.2	20.9	19.5
12～14	22.3	24.3	27.9	44.3	46.0	44.2	23.0	20.2	18.8
15～17	22.3	25.6	27.7	45.3	45.9	44.1	21.5	19.3	19.4

注：1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 母の「仕事の有無不詳」を含まない総数に対する割合である。

第6表 都道府県-21大都市（再掲）別にみた世帯構造・

(単位：千世帯)

都道府県 21大都市（再掲）	総数	単独世帯	核家族世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯
全 国	54 310	17 852	31 019	13 330	14 022	3 666
北海道	2 562	994	1 382	727	496	159
青森県	513	153	275	121	108	46
岩手県	504	165	250	110	100	41
宮城県	965	301	525	228	235	62
秋田県	385	107	196	94	75	27
山形県	400	98	203	88	89	27
福島県	727	213	382	167	166	49
茨城県	1 125	306	656	275	306	75
栃木県	767	211	446	174	217	55
群馬県	791	227	474	198	212	64
埼玉県	3 081	915	1 877	734	905	238
千葉県	2 662	839	1 606	634	809	163
東京都	6 579	2 675	3 546	1 428	1 716	402
神奈川県	4 098	1 362	2 462	1 065	1 133	264
新潟県	847	227	456	186	206	64
富山県	392	99	219	90	105	24
石川県	465	132	267	114	123	29
福井県	276	66	150	62	70	18
山梨県	362	136	189	81	85	22
長野県	796	199	475	204	222	49
岐阜県	746	180	443	194	204	45
静岡県	1 435	406	813	325	385	103
愛知県	3 119	984	1 825	757	886	181
三重県	706	189	435	196	197	42
滋賀県	569	146	356	158	167	31
京都府	1 160	417	656	275	288	93
大阪府	4 016	1 478	2 273	974	996	303
兵庫県	2 328	693	1 431	648	610	174
奈良県	542	139	348	150	161	37
和歌山県	398	125	230	103	99	27
鳥取県	221	65	117	49	52	16
島根県	280	101	129	61	53	16
岡山県	789	244	448	194	202	52
広島県	1 234	431	694	309	307	78
山口県	609	205	349	173	130	45
徳島県	303	89	175	79	75	22
香川県	398	114	241	107	112	22
愛媛県	587	187	345	158	147	41
高知県	324	124	164	77	64	23
福岡県	2 303	824	1 285	553	584	148
佐賀県	330	96	181	79	80	22
長崎県	552	170	312	142	126	43
熊本県	738	227	414	192	168	54
大宮	508	177	270	133	102	35
大崎	472	148	280	141	110	30
鹿嶋市	721	251	421	200	169	52
沖縄県	625	216	347	126	167	55
(再掲)						
東京都	4 672	2 032	2 395	950	1 171	274
札幌市	959	349	537	256	217	64
仙台市	522	201	276	129	118	28
さいたま市	549	154	351	131	184	36
千葉市	442	156	259	105	130	24
横川市	1 724	599	1 019	465	459	95
川崎市	670	228	406	155	218	33
相模原市	320	109	190	78	91	21
新潟市	327	101	179	72	82	25
静岡市	277	78	157	61	72	24
浜松市	307	82	177	72	88	18
名古屋	1 059	388	595	259	271	65
京都市	702	293	369	153	158	59
大阪市	1 347	611	632	265	282	85
堺市	355	105	225	99	98	28
神戸市	702	245	420	201	175	44
岡山市	325	120	172	73	80	19
広島市	532	179	320	135	147	38
北九州市	425	156	235	101	104	30
福岡市	785	330	408	174	191	42
熊本市	326	107	188	81	83	24

65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数

2022(令和4)年

三世代世帯	その他の世帯	65歳以上の者のいる世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	都道府県 21大都市(再掲)
2 086	3 353	27 474	16 931	9 917	全 国
55	132	1 327	944	372	北海道
39	46	295	154	88	青森県
38	51	302	168	91	岩手県
65	75	484	250	172	宮城県
38	45	248	130	64	秋田県
48	51	250	109	78	山形県
64	68	421	219	148	福島県
77	86	612	335	230	茨城県
51	59	391	204	162	栃木県
37	53	424	259	151	群馬県
112	177	1 530	882	549	埼玉県
75	143	1 240	782	529	千葉県
78	279	2 667	1 774	1 147	東京都
89	186	1 997	1 305	707	神奈川県
84	80	502	241	167	新潟県
38	36	228	116	82	富山県
25	41	246	137	92	石川県
32	28	161	77	64	福井県
15	23	176	101	100	山梨県
57	64	448	246	173	山梨県
59	63	435	239	157	岐阜県
99	117	743	388	297	静岡県
123	187	1 493	885	583	愛知県
35	47	383	237	142	三重県
28	39	290	174	108	滋賀県
27	60	595	389	188	京都府
73	192	2 008	1 357	642	大阪府
82	121	1 259	802	405	兵庫県
22	34	285	172	103	奈良県
16	28	225	140	66	和歌山県
18	20	127	67	46	鳥取県
23	26	155	88	66	島根県
40	57	433	265	147	岡山県
41	68	637	423	227	広島県
17	39	367	251	87	山口県
14	25	171	105	52	徳島県
15	28	209	129	80	香川県
14	40	304	199	111	愛媛県
10	26	193	128	47	高知県
60	135	1 078	704	440	福岡県
23	30	190	106	67	佐賀県
27	43	318	192	99	長崎県
39	58	420	255	135	熊本県
20	41	294	193	81	大分県
14	29	261	176	87	宮崎県
13	36	371	263	149	鹿児島県
19	43	282	173	138	沖縄県
51	194	1 828	1 242	792	(再掲)
16	57	441	302	155	東京都区部
17	29	217	127	82	札幌市
12	32	243	146	119	仙台市
5	22	200	135	78	さいたま市
34	72	841	574	277	千葉市
7	29	235	149	149	横浜市
8	13	148	92	60	川崎市
21	26	175	91	58	相模原市
20	21	154	79	54	新潟市
21	27	165	84	63	静岡市
24	52	508	330	164	浜松市
11	29	338	230	103	名古屋
25	78	628	440	194	京都市
7	18	197	133	54	大阪市
13	24	359	249	107	堺市
12	22	150	94	58	神戸市
11	22	249	173	112	岡山市
9	24	219	154	75	広島市
14	33	274	186	151	北九州市
10	20	160	102	67	福岡市
					熊本

第7表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

所得金額階級	2022（令和4）年調査											
	全世帯		高齢者世帯		高齢者世帯以外の世帯		母子世帯		児童のいる世帯		65歳以上の者のいる世帯	
	累積度数分布（％）	相対度数分布（％）	累積度数分布（％）	相対度数分布（％）	累積度数分布（％）	相対度数分布（％）	累積度数分布（％）	相対度数分布（％）	累積度数分布（％）	相対度数分布（％）	累積度数分布（％）	相対度数分布（％）
総数	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0
50万円未満	1.2	1.2	1.6	1.6	1.0	1.0	-	-	0.1	0.1	1.1	1.1
50～100	6.7	5.5	11.6	10.0	4.1	3.1	3.3	3.3	1.2	1.1	8.1	7.0
100～150	13.1	6.4	23.2	11.6	7.9	3.8	11.8	8.5	2.9	1.7	16.5	8.4
150～200	19.7	6.6	35.4	12.3	11.5	3.6	25.2	13.4	4.6	1.7	25.5	9.0
200～250	27.4	7.7	48.8	13.4	16.2	4.8	40.5	15.3	7.0	2.3	35.7	10.2
250～300	34.3	6.9	59.9	11.2	20.8	4.6	50.7	10.1	9.2	2.3	44.6	8.8
300～350	41.4	7.1	70.2	10.3	26.3	5.5	63.8	13.1	12.4	3.2	53.2	8.6
350～400	47.0	5.5	77.1	6.8	31.2	4.8	74.0	10.2	15.9	3.5	59.4	6.2
400～450	52.6	5.6	82.7	5.6	36.8	5.7	83.7	9.8	20.5	4.6	65.3	5.9
450～500	57.3	4.7	86.3	3.6	42.1	5.3	85.9	2.2	25.1	4.6	69.8	4.5
500～600	65.6	8.4	91.2	4.9	52.3	10.2	89.6	3.7	36.6	11.5	76.9	7.1
600～700	72.9	7.3	94.3	3.2	61.7	9.4	97.9	8.3	48.5	11.9	82.5	5.6
700～800	79.1	6.2	96.1	1.8	70.2	8.5	98.3	0.4	59.7	11.3	86.6	4.1
800～900	84.0	4.9	97.1	1.1	77.1	6.9	98.3	-	68.6	8.9	89.8	3.2
900～1000	87.6	3.6	97.8	0.6	82.3	5.2	98.3	-	76.1	7.5	92.0	2.2
1000万円以上	100.0	12.4	100.0	2.2	100.0	17.7	100.0	1.7	100.0	23.9	100.0	8.0
平均所得金額 (545万7千円) 以下の割合（％）		61.6		89.0		47.2		88.5		30.6		73.4
中央値（万円）		423		253		573		297		710		330

第8表 等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布

（単位：％）

	全世帯員		子ども		子どもがいる現役世帯					
							大人が一人		大人が二人以上	
	2018 (平成30)年	2021 (令和3)年	2018 (平成30)年	2021 (令和3)年	2018 (平成30)年	2021 (令和3)年	2018 (平成30)年	2021 (令和3)年	2018 (平成30)年	2021 (令和3)年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40万円未満	1.8	1.8	1.9	1.4	1.7	1.3	4.8	5.5	1.5	1.1
40～60	2.6	2.4	2.9	2.1	3.0	1.9	7.7	8.2	2.7	1.5
60～80	3.1	2.9	2.7	2.0	2.6	1.8	8.0	11.3	2.3	1.3
80～100	3.4	3.1	3.1	2.5	2.6	2.3	10.4	10.8	2.2	1.8
100～120	4.0	3.8	2.7	2.5	2.6	2.3	13.9	7.1	2.0	2.1
120～140	4.5	4.2	3.9	3.2	3.5	3.0	12.8	9.7	3.0	2.6
140～160	4.7	5.0	3.6	3.8	3.2	3.5	8.1	9.3	2.9	3.2
160～180	5.7	5.1	5.0	3.4	4.5	3.3	6.5	8.2	4.4	3.0
180～200	6.2	6.3	5.8	5.7	5.4	5.6	6.7	5.6	5.4	5.6
200～240	12.0	11.8	12.7	13.7	12.3	12.8	9.5	13.5	12.5	12.7
240～280	10.3	10.0	12.3	11.5	12.7	11.7	4.1	3.8	13.2	12.2
280～320	8.6	8.2	11.5	11.0	11.9	11.0	2.5	4.1	12.4	11.4
320～360	7.7	7.8	9.7	10.0	9.6	10.4	2.2	1.9	10.0	10.9
360～400	6.3	6.2	6.5	7.5	7.1	7.9	1.0	-	7.4	8.4
400～500	9.5	10.3	9.0	10.2	10.0	11.0	0.8	-	10.5	11.6
500～600	4.7	5.3	3.4	5.3	3.9	5.9	0.3	-	4.1	6.2
600～700	2.4	2.6	1.8	2.0	2.0	2.1	0.3	1.0	2.1	2.1
700～800	0.9	1.2	0.4	1.0	0.5	1.1	-	-	0.5	1.1
800～900	0.4	0.6	0.2	0.4	0.3	0.4	-	-	0.3	0.4
900～1000	0.4	0.4	0.2	0.4	0.1	0.3	-	-	0.1	0.4
1000万円以上	0.8	0.9	0.5	0.3	0.5	0.4	0.5	-	0.5	0.4

注：1）大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

2）等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

第9表 性・年齢階級・症状（複数回答）別にみた世帯人員・有訴者数・有訴者率（人口千対）

（単位：千人、人口千対）

2022(令和4)年

世帯人員 症状	総数				男				女			
	総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上	
	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率
世帯人員	122 272	・	40 297	・	58 929	・	18 193	・	63 343	・	22 104	・
自覚症状あり	33 804	276.5	16 853	418.2	14 536	246.7	7 234	397.6	19 268	304.2	9 619	435.2
熱がある	417	3.4	88	2.2	200	3.4	30	1.6	217	3.4	58	2.6
体がだるい	4 484	36.7	1 763	43.8	1 842	31.3	756	41.6	2 642	41.7	1 007	45.5
眠れない	3 614	29.6	1 916	47.6	1 382	23.5	693	38.1	2 232	35.2	1 224	55.4
いらいらしやすい	2 774	22.7	903	22.4	1 010	17.1	362	19.9	1 764	27.8	541	24.5
もの忘れする	4 092	33.5	3 140	77.9	1 671	28.4	1 284	70.6	2 421	38.2	1 856	83.9
頭痛	4 056	33.2	887	22.0	1 091	18.5	223	12.3	2 965	46.8	663	30.0
めまい	2 484	20.3	1 211	30.0	735	12.5	418	23.0	1 748	27.6	793	35.9
目のかすみ	5 312	43.4	3 454	85.7	2 159	36.6	1 422	78.1	3 152	49.8	2 033	92.0
物を見づらい	4 500	36.8	2 888	71.7	1 883	32.0	1 229	67.5	2 617	41.3	1 660	75.1
耳なりがする	3 836	31.4	2 428	60.2	1 727	29.3	1 177	64.7	2 109	33.3	1 251	56.6
きこえにくい	4 302	35.2	3 620	89.8	1 947	33.0	1 649	90.6	2 356	37.2	1 971	89.2
動悸	2 138	17.5	1 192	29.6	787	13.4	477	26.2	1 351	21.3	715	32.4
息切れ	2 501	20.5	1 831	45.4	1 209	20.5	925	50.8	1 292	20.4	906	41.0
前胸部に痛みがある	913	7.5	495	12.3	391	6.6	204	11.2	522	8.2	291	13.2
せきやたんが出る	4 029	32.9	2 295	56.9	2 170	36.8	1 271	69.9	1 859	29.3	1 023	46.3
鼻がつまる・鼻汁が出る	4 392	35.9	1 811	45.0	2 230	37.8	1 000	54.9	2 162	34.1	812	36.7
ゼイゼイする	878	7.2	514	12.8	435	7.4	267	14.7	443	7.0	247	11.2
胃のもたれ・むねやけ	2 716	22.2	1 515	37.6	1 058	17.9	582	32.0	1 659	26.2	933	42.2
下痢	2 004	16.4	699	17.4	1 054	17.9	385	21.2	950	15.0	314	14.2
便秘	4 389	35.9	2 870	71.2	1 619	27.5	1 239	68.1	2 770	43.7	1 630	73.8
食欲不振	1 083	8.9	645	16.0	450	7.6	281	15.5	632	10.0	364	16.4
腹痛・胃痛	1 983	16.2	659	16.3	680	11.5	234	12.9	1 304	20.6	424	19.2
痔による痛み・出血など	777	6.4	390	9.7	431	7.3	213	11.7	346	5.5	176	8.0
歯が痛い	1 759	14.4	873	21.7	817	13.9	426	23.4	942	14.9	447	20.2
歯ぐきのはれ・出血	2 113	17.3	1 151	28.6	927	15.7	504	27.7	1 186	18.7	646	29.2
かみにくい	2 413	19.7	1 955	48.5	1 069	18.1	850	46.7	1 344	21.2	1 106	50.0
発疹(じんま疹・できものなど)	2 031	16.6	710	17.6	876	14.9	360	19.8	1 155	18.2	349	15.8
かゆみ(湿疹・水虫など)	4 263	34.9	2 282	56.6	2 086	35.4	1 227	67.4	2 177	34.4	1 056	47.8
肩こり	9 816	80.3	4 106	101.9	3 138	53.3	1 368	75.2	6 678	105.4	2 738	123.9
腰痛	12 484	102.1	7 039	174.7	5 396	91.6	2 999	164.8	7 087	111.9	4 040	182.8
手足の関節が痛む	6 820	55.8	4 295	106.6	2 397	40.7	1 471	80.8	4 424	69.8	2 824	127.8
手足の動きが悪い	3 917	32.0	3 118	77.4	1 567	26.6	1 222	67.2	2 350	37.1	1 895	85.7
手足のしびれ	4 403	36.0	2 993	74.3	1 949	33.1	1 313	72.1	2 454	38.7	1 680	76.0
手足が冷える	2 952	24.1	2 081	51.7	888	15.1	699	38.4	2 064	32.6	1 382	62.5
足のむくみやだるさ	3 817	31.2	2 366	58.7	1 083	18.4	798	43.9	2 735	43.2	1 568	70.9
尿が出にくい・排尿時痛い	994	8.1	779	19.3	721	12.2	588	32.3	274	4.3	191	8.6
頻尿(尿の出る回数が多い)	4 741	38.8	3 760	93.3	2 687	45.6	2 180	119.8	2 054	32.4	1 580	71.5
尿失禁(尿がもれる)	1 819	14.9	1 560	38.7	625	10.6	557	30.6	1 194	18.9	1 003	45.4
月経不順・月経痛	1 048	16.6	-	-	・	・	・	・	1 048	16.6	-	-
骨折・ねんざ・脱ぎゅう	1 173	9.6	650	16.1	489	8.3	209	11.5	684	10.8	441	20.0
切り傷・やけどなどのけが	766	6.3	246	6.1	358	6.1	113	6.2	407	6.4	133	6.0
その他	1 787	14.6	717	17.8	756	12.8	301	16.6	1 032	16.3	416	18.8
(再掲)足腰に痛み	16 037	131.2	9 229	229.0	6 593	111.9	3 715	204.2	9 443	149.1	5 514	249.4

注：1) 有訴者には入院者は含まないが、有訴者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2) 「月経不順・月経痛」については、女性の世帯人員を分母として算出した。

3) (再掲)「足腰に痛み」とは、「腰痛」が「手足の関節が痛む」のいずれかもしくは両方の有訴者である。

4) 「総数」には、年齢不詳を含む。

第 10 表 性・年齢階級・傷病（複数回答）別にみた世帯人員・通院者数・通院者率（人口千対）

（単位：千人、人口千対）

2022(令和4)年

世帯人員 傷病	総数				男				女			
	総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上	
	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率
世帯人員	122 272	・	40 297	・	58 929	・	18 193	・	63 343	・	22 104	・
通院あり	51 025	417.3	28 063	696.4	23 685	401.9	12 750	700.8	27 340	431.6	15 312	692.7
糖尿病	6 811	55.7	4 804	119.2	4 174	70.8	2 837	155.9	2 637	41.6	1 968	89.0
肥満症	659	5.4	356	8.8	364	6.2	166	9.1	296	4.7	190	8.6
脂質異常症(高コレステロール血症等)	8 054	65.9	5 246	130.2	3 163	53.7	1 776	97.6	4 890	77.2	3 470	157.0
甲状腺の病気	1 821	14.9	960	23.8	338	5.7	189	10.4	1 483	23.4	771	34.9
うつ病やその他のこころの病気	2 631	21.5	588	14.6	1 054	17.9	169	9.3	1 577	24.9	419	19.0
認知症	817	6.7	805	20.0	314	5.3	309	17.0	503	7.9	496	22.5
パーキンソン病	288	2.4	260	6.5	140	2.4	122	6.7	148	2.3	138	6.2
その他の神経の病気(神経痛・麻痺等)	836	6.8	424	10.5	373	6.3	179	9.8	464	7.3	246	11.1
眼の病気	7 058	57.7	5 366	133.2	2 918	49.5	2 176	119.6	4 141	65.4	3 189	144.3
耳の病気	1 281	10.5	897	22.3	545	9.3	378	20.8	735	11.6	519	23.5
高血圧症	17 240	141.0	12 604	312.8	8 644	146.7	5 902	324.4	8 596	135.7	6 702	303.2
脳卒中(脳出血、脳梗塞等)	1 305	10.7	1 039	25.8	820	13.9	651	35.8	485	7.7	388	17.5
狭心症・心筋梗塞	2 193	17.9	1 818	45.1	1 405	23.8	1 117	61.4	788	12.4	702	31.7
その他の循環器系の病気	2 468	20.2	1 908	47.4	1 354	23.0	1 034	56.9	1 113	17.6	874	39.5
急性鼻咽頭炎(かぜ)	191	1.6	56	1.4	81	1.4	21	1.1	110	1.7	35	1.6
アレルギー性鼻炎	2 900	23.7	1 078	26.8	1 277	21.7	483	26.5	1 624	25.6	595	26.9
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	206	1.7	173	4.3	161	2.7	138	7.6	44	0.7	35	1.6
喘息	1 673	13.7	697	17.3	680	11.5	255	14.0	993	15.7	441	20.0
その他の呼吸器系の病気	1 379	11.3	920	22.8	805	13.7	525	28.9	575	9.1	395	17.9
胃・十二指腸の病気	1 747	14.3	1 226	30.4	830	14.1	588	32.3	917	14.5	638	28.9
肝臓・胆のうの病気	1 008	8.2	631	15.6	526	8.9	325	17.9	482	7.6	306	13.8
その他の消化器系の病気	1 721	14.1	1 019	25.3	863	14.7	511	28.1	858	13.5	508	23.0
歯の病気	6 418	52.5	3 393	84.2	2 843	48.2	1 502	82.6	3 575	56.4	1 890	85.5
アトピー性皮膚炎	1 319	10.8	150	3.7	705	12.0	78	4.3	614	9.7	72	3.3
その他の皮膚の病気	2 460	20.1	1 089	27.0	1 117	19.0	563	30.9	1 343	21.2	526	23.8
痛風	1 306	10.7	677	16.8	1 236	21.0	627	34.5	70	1.1	49	2.2
関節リウマチ	990	8.1	680	16.9	244	4.1	181	10.0	745	11.8	499	22.6
関節症	2 556	20.9	1 785	44.3	789	13.4	526	28.9	1 767	27.9	1 259	57.0
肩こり症	2 804	22.9	1 513	37.6	841	14.3	458	25.2	1 963	31.0	1 055	47.7
腰痛症	5 867	48.0	3 964	98.4	2 478	42.1	1 622	89.2	3 389	53.5	2 342	106.0
骨粗しょう症	2 532	20.7	2 316	57.5	164	2.8	146	8.1	2 368	37.4	2 169	98.1
腎臓の病気	1 401	11.5	974	24.2	868	14.7	617	33.9	532	8.4	357	16.2
前立腺肥大症	1 756	29.8	1 611	88.6	1 756	29.8	1 611	88.6	・	・	・	・
閉経期又は閉経後障害(更年期障害等)	318	5.0	25	1.1	・	・	・	・	318	5.0	25	1.1
骨折	847	6.9	589	14.6	304	5.2	159	8.8	544	8.6	430	19.5
骨折以外のけが・やけど	709	5.8	255	6.3	316	5.4	87	4.8	394	6.2	167	7.6
貧血・血液の病気	814	6.7	415	10.3	263	4.5	179	9.8	552	8.7	237	10.7
悪性新生物(がん)	1 352	11.1	875	21.7	581	9.9	474	26.0	771	12.2	402	18.2
妊娠・産褥(切迫流産、前置胎盤等)	104	1.6	-	-	・	・	・	・	104	1.6	-	-
不妊症	109	0.9	-	-	5	0.1	-	-	105	1.7	-	-
その他	3 260	26.7	1 005	24.9	1 108	18.8	384	21.1	2 152	34.0	621	28.1
不 明	171	1.4	63	1.6	68	1.1	24	1.3	103	1.6	39	1.8

注：1) 通院者には入院者は含まないが、通院者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2) 「前立腺肥大症」については、男性の世帯人員を分母として算出した。

3) 「閉経期又は閉経後障害」「妊娠・産褥」については、女性の世帯人員を分母として算出した。

4) 「総数」には、年齢不詳を含む。

第 11 表 性・年齢階級別にみたところの状態（点数階級）

(単位:%) 2022(令和4)年

性 年齢階級	総数	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	不詳
総数	100.0	70.9	15.7	6.5	2.7	4.2
12～19歳	100.0	79.7	9.0	4.4	2.0	4.9
20～29	100.0	70.0	14.8	8.3	4.9	2.0
30～39	100.0	67.7	16.6	9.2	4.7	1.9
40～49	100.0	69.0	17.0	8.3	3.6	2.1
50～59	100.0	70.1	17.6	7.2	3.0	2.1
60～69	100.0	75.7	15.1	4.5	1.5	3.2
70～79	100.0	73.8	14.1	4.2	1.3	6.6
80歳以上	100.0	60.8	18.6	7.5	2.2	10.9
(再掲)65歳以上	100.0	70.7	15.5	5.1	1.5	7.2
(再掲)75歳以上	100.0	64.9	17.1	6.4	1.9	9.7
男	100.0	73.7	14.1	5.8	2.4	3.9
12～19歳	100.0	82.1	7.7	3.8	1.4	4.9
20～29	100.0	72.9	13.5	7.3	3.9	2.3
30～39	100.0	70.0	15.2	8.5	4.2	2.1
40～49	100.0	71.1	15.6	7.7	3.4	2.2
50～59	100.0	72.5	15.9	6.4	2.8	2.4
60～69	100.0	78.3	13.4	3.9	1.5	2.9
70～79	100.0	76.9	12.8	3.5	1.1	5.6
80歳以上	100.0	64.0	17.1	6.2	1.7	11.0
(再掲)65歳以上	100.0	74.0	14.0	4.2	1.3	6.5
(再掲)75歳以上	100.0	68.6	15.6	5.2	1.5	9.1
女	100.0	68.4	17.1	7.2	3.0	4.4
12～19歳	100.0	77.1	10.3	5.1	2.7	4.8
20～29	100.0	67.2	16.0	9.3	5.8	1.7
30～39	100.0	65.3	18.1	9.8	5.1	1.7
40～49	100.0	66.9	18.4	8.9	3.9	2.0
50～59	100.0	67.8	19.2	8.0	3.2	1.9
60～69	100.0	73.4	16.7	5.1	1.5	3.4
70～79	100.0	71.1	15.2	4.8	1.5	7.4
80歳以上	100.0	58.5	19.7	8.5	2.6	10.8
(再掲)65歳以上	100.0	67.9	16.7	5.9	1.7	7.8
(再掲)75歳以上	100.0	62.1	18.2	7.3	2.2	10.2

注: 12歳以上の者(入院者は含まない。)を集計した。

(単位:%) 2022(令和4)年

	総数	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	(再掲) 10点以上
総数						
20歳以上	100.0	73.3	16.9	7.0	2.9	9.8

注: 入院者は含まない。また、総数に「点数不詳」は含まない。

第12表 性・年齢階級別にみたがん検診受診状況（複数回答）

(単位:千人) 2022(令和4)年

性 年齢階級	総数	過去1年間に受診した者			過去2年間に受診した者		
		胃がん 検診	肺がん 検診	大腸がん 検診	胃がん 検診	子宮がん (子宮頸がん) 検診	乳がん検診
総数	94 168	30 497	38 236	34 001	35 553	17 019	16 459
20～29歳	7 959	304	1 353	526	365	1 084	347
30～39	10 319	1 994	2 704	1 968	2 319	2 633	1 493
40～49	14 790	6 125	7 106	6 600	6 964	4 082	3 967
50～59	15 841	7 023	8 247	7 628	7 941	3 918	4 154
60～69	16 312	6 513	7 974	7 308	7 635	2 812	3 309
70～79	18 083	6 077	7 551	7 051	7 280	1 995	2 525
80歳以上	10 864	2 462	3 300	2 920	3 049	494	665
(再掲)40歳以上	75 890	28 199	34 178	31 507	32 869	13 301	14 619
(再掲)65歳以上	37 491	11 732	14 784	13 610	14 114	3 790	4 752
(再掲)75歳以上	18 381	4 929	6 288	5 739	6 025	1 179	1 551
男	44 804	16 561	19 677	17 568	18 804	.	.
20～29歳	3 948	159	697	270	191	.	.
30～39	5 154	1 151	1 536	1 112	1 297	.	.
40～49	7 350	3 413	3 719	3 457	3 764	.	.
50～59	7 598	3 803	4 218	3 903	4 178	.	.
60～69	7 874	3 629	4 209	3 842	4 136	.	.
70～79	8 439	3 171	3 763	3 553	3 738	.	.
80歳以上	4 440	1 235	1 535	1 432	1 499	.	.
(再掲)40歳以上	35 702	15 252	17 445	16 186	17 316	.	.
(再掲)65歳以上	17 017	6 173	7 371	6 884	7 280	.	.
(再掲)75歳以上	7 901	2 515	3 019	2 857	3 017	.	.
女	49 364	13 936	18 558	16 433	16 749	17 019	16 459
20～29歳	4 010	145	656	256	174	1 084	347
30～39	5 165	843	1 168	856	1 022	2 633	1 493
40～49	7 440	2 712	3 387	3 143	3 200	4 082	3 967
50～59	8 242	3 219	4 029	3 726	3 764	3 918	4 154
60～69	8 438	2 883	3 765	3 466	3 499	2 812	3 309
70～79	9 644	2 906	3 789	3 498	3 542	1 995	2 525
80歳以上	6 424	1 227	1 765	1 488	1 549	494	665
(再掲)40歳以上	40 188	12 947	16 734	15 320	15 553	13 301	14 619
(再掲)65歳以上	20 475	5 558	7 413	6 726	6 834	3 790	4 752
(再掲)75歳以上	10 480	2 414	3 270	2 882	3 008	1 179	1 551

注:20歳以上の者(入院者は含まない。)を集計した。

第13表 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合

(単位:%) 2022(令和4)年

	総数	要支援者		要介護者						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
脳血管疾患(脳卒中)	16.1	11.2	10.3	12.0	19.0	14.5	17.5	19.6	28.0	26.3
心疾患(心臓病)	5.1	6.3	6.7	6.0	4.5	5.9	4.7	3.2	4.4	1.5
悪性新生物(がん)	2.7	2.1	1.9	2.3	3.1	3.0	3.2	2.4	3.3	3.9
呼吸器疾患	2.0	2.4	2.8	2.1	1.7	0.9	3.0	1.6	1.8	1.0
関節疾患	10.2	19.3	18.7	19.8	5.4	7.5	6.1	4.6	2.1	1.7
認知症	16.6	3.8	5.1	2.7	23.6	26.4	23.6	25.3	14.4	23.1
パーキンソン病	3.5	2.4	3.1	1.7	4.3	2.5	3.9	4.9	4.4	10.5
糖尿病	2.9	2.6	3.0	2.3	2.8	2.3	3.1	5.4	0.8	1.9
視覚・聴覚障害	1.1	1.2	2.1	0.5	0.9	1.4	1.0	0.1	0.6	0.8
骨折・転倒	13.9	16.1	12.2	19.6	13.0	13.1	11.0	12.8	18.7	11.3
脊髄損傷	2.2	2.6	2.1	2.9	2.1	1.3	3.4	1.4	2.6	1.0
高齢による衰弱	13.2	17.4	19.5	15.5	10.9	12.6	10.9	11.2	8.8	6.8
その他	7.1	8.5	7.1	9.7	6.5	5.1	6.1	6.7	8.6	9.2
わからない	1.3	1.1	1.4	0.8	1.3	2.6	1.0	0.3	0.8	-
不詳	2.1	2.9	4.0	2.0	0.9	0.8	1.3	0.5	0.6	1.1

注:1)「現在の要介護度」とは、2022(令和4)年6月の要介護度をいう。
2)「総数」には、要介護度不詳を含む。

用語の説明

- 1 「**世帯**」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「**世帯主**」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「**世帯員**」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「**世帯構造**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世帯世帯
世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「**世帯類型**」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「**家族形態**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯に1人だけの場合をいう。
 - (2) 夫婦のみの世帯
配偶者のみと同居している場合をいう。
 - (3) 子と同居
 - ア 子夫婦と同居

イ 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。

(4) その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。

(5) 非親族と同居

上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

7 「**児童**」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

8 児童のいる世帯における「**母**」とは、世帯内で最も年少の児童（以下「末子」という）の母をいう。なお、表6・図7（8頁）及び統計表第4表・第5表（29頁）では、末子の母のいない世帯を集計対象から除いている。

9 「**仕事あり**」とは、2022(令和4)年5月中に所得を伴う仕事をしていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

(1) 雇用者であって、2022(令和4)年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）

(2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、2022(令和4)年5月中に事業は経営されていた場合

(3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合

(4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中であった場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①～⑩に分類される。

① 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）

② 一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者）

③ 1月以上1年未満の契約の雇用者

④ 日々又は1月未満の契約の雇用者

⑤ 会社・団体等の役員

⑥ 自営業主（雇人あり）

⑦ 自営業主（雇人なし）

⑧ 家族従業者

⑨ 内職

⑩ その他

10 「**正規の職員・従業者**」及び「**非正規の職員・従業者**」は、次の勤め先での呼称の分類による。

(1) 正規の職員・従業者とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

(2) 非正規の職員・従業者とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。

ア パート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

ウ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間

の定めのある者をいう。

エ 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

オ その他

上記ア～エ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記9「仕事あり」を勤めか自営かの別①～⑩に分類したもののうち、役員以外の雇用者である①～④について分類したものである。

- 11 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。
- 12 「所得五分位階級」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。
- 13 「所得の種類」は、次の分類による。
- (1) 稼働所得
- 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- ア 雇用者所得
- 世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。
- なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。
- イ 事業所得
- 世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。
- ウ 農耕・畜産所得
- 世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。
- エ 家内労働所得
- 世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。
- (2) 公的年金・恩給
- 世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。
- (3) 財産所得
- 世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。
- (4) 年金以外の社会保障給付金
- ア 雇用保険
- 世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付をいう。
- イ 児童手当等
- 世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。
- ウ その他の社会保障給付金
- 世帯員が受けた上記（2）、（4）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。
- (5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
- ア 仕送り
- 世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。
- イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（１）～（４）、（５）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が５区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

15 「可処分所得」とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、手取り収入に相当する。

16 「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したものをいう。

17 「貧困率」とは、OECDの作成基準に基づいて算出した次のものをいう。また、「大人」とは18歳以上の者、「子ども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

なお、算出に用いている「所得」には、現金給付として受給した社会保障給付金が含まれるが、社会保障給付金の現物給付等は含んでいない。

（１）相対的貧困率

貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

（２）子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

（３）「子どもがいる現役世帯」の貧困率

ア 「大人が一人」の貧困率

現役世帯のうち「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

イ 「大人が二人以上」の貧困率

現役世帯のうち「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

18 「貧困率の算出における等価可処分所得（OECD作成基準に基づく）」とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。

旧基準：等価可処分所得 = (総所得 - 拠出金) ÷ √世帯人員

新基準：等価可処分所得 = (総所得 - 拠出金 - 掛金 - その他) ÷ √世帯人員

		旧 基 準	新 基 準
【所得】			
総所得	当初所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	社会保障給付	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金
【支出】			
拠出金等	拠出金	税金	所得税 住民税 固定資産税
		社会保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料
	掛金		企業年金掛金
	その他		仕送り

- 19 「入院者」とは、病院、診療所又は介護保険施設に入院又は入所している者をいう。
- 20 「有訴者」とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。
- 21 「有訴者率」とは、人口千人に対する有訴者数をいう。分母となる世帯人員には入院者を含むが、分子となる有訴者には、入院者は含まない。
- 22 「通院者」とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。
- 23 「通院者率」とは、人口千人に対する通院者数をいう。分母となる世帯人員には入院者を含むが、分子となる通院者には、入院者は含まない。
- 24 「日常生活における機能制限の状況」とは、日常生活における6つの機能（視覚、聴覚、歩行、認知、セルフケア、コミュニケーション）について、苦勞の程度（「苦勞はありません」、「多少苦勞します」、「とても苦勞します」、「全く出来ません」）を尋ねたものであり、ワシントングループ（国連統計部シティ・グループの1つであり、各国の政府統計局や障害に関する

る国際組織の職員によって構成されている組織)が開発した設問である。

また、ワシントングループでは、日常生活における6つの機能のうち1つでも「とても苦勞します」「全く出来ません」と回答した者を「日常生活における機能制限がある者」という。

25 「**こころの状態**」には、K6という尺度を用いている。K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。

「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階(「まったくない」(0点)、「少しだけ」(1点)、「ときどき」(2点)、「たいてい」(3点)、「いつも」(4点))で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。

26 「**要介護者**」とは、介護保険法の要介護と認定された者(①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの)のうち、在宅の者をいう。

27 「**要支援者**」とは、介護保険法の要支援と認定された者(①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの)のうち、在宅の者をいう。

28 「**要介護度**」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助—入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助—洗濯、掃除等の家事援助等
- ・BPSD関連行為—徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為—歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為—輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

(1) 要支援1

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

(2) 要支援2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(3) 要介護1

上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(4) 要介護2

上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

(5) 要介護3

上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

(6) 要介護4

上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

(7) 要介護5

上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。